

平成 21 年度  
包括外部監査の結果報告書

学校教育に係る財務事務の執行及び管理の状況について

平成 22 年 3 月

仙台市包括外部監査人  
公認会計士 尾 町 雅 文

# 目 次

「学校教育に係る財務事務の執行及び管理の状況について」	1
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 特定の事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象期間	1
5 外部監査の方法	1
(1) 監査着眼点	1
(2) 実施した主な監査手続	2
6 外部監査の実施期間	2
7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8 利害関係	2
第2 監査対象の概要	3
1 教育委員会	3
(1) 制度の概要	3
(2) 学校教育に関する権限・責任の分担	4
2 仙台市教育委員会の組織と学校教育の事業規模	5
(1) 教育局の組織	5
(2) 学校の概要	6
(3) 教育費の推移	6
(4) 学校教育の事業費推移	7
(5) 私費会計の概要	8
第3 外部監査の結果及び意見	9
個別検出事項	9
1 給与等	9
(1) 独自構造の給料表	10
(2) 職員手当の合理性	13
(3) 勤勉手当の成績率	14
(4) 退職手当の特例加算	15
(5) 技能労務職員の給与水準	16
(6) 学校用務員の業務内容や業務量に見合った人員配置	17
(7) 給食調理員の人員配置	19

( 8 ) 職員に対する支出 .....	21
( 9 ) 報償費の支給 .....	22
2 契約事務 .....	24
( 1 ) 指名競争入札理由の合理性 .....	24
( 2 ) 指名競争入札の競争性確保 .....	25
3 補助金 .....	27
( 1 ) 負担金の合理性 .....	27
( 2 ) 補助事業費の審査 .....	28
( 3 ) 所管課における補助金等交付団体の財務事務 .....	29
4 歳入 .....	30
( 1 ) 学校徴収金の取扱い .....	30
5 公有財産管理 .....	32
( 1 ) 先行建設建物の記録不備 .....	32
( 2 ) 台帳記録もれ .....	32
( 3 ) 寄付採納もれ .....	33
( 4 ) 学級以外へ一時転用している教室の有効活用 .....	33
6 物品管理 .....	35
( 1 ) 備品管理の不備 .....	35
( 2 ) 図書管理の不備 .....	36
( 3 ) 学校図書の有効利用 .....	38
( 4 ) 切手管理の不備 .....	39
7 私費会計 .....	40
( 1 ) 会計証憑管理の不備 .....	41
( 2 ) 受託事務の不備 .....	41
( 3 ) 会計事務の不備 .....	43
( 4 ) 公費・私費の負担区分 .....	44
( 5 ) 未納金管理の不備 .....	47
( 6 ) 決算報告の不備 .....	48
学校経理の透明性確保と市民への説明責任（意見） .....	49
添付資料 学校別経理の明細 .....	51

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。

# 包括外部監査の結果報告書

「学校教育に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

包括外部監査人 公認会計士 尾町雅文

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める仙台市との包括外部監査契約に基づく監査。

### 2 選定した特定の事件

学校教育に係る財務事務の執行及び管理の状況について

### 3 特定の事件を選定した理由

学校教育は市民生活と密接な関係を有しており、その財政支出は一般会計の中でも大きな割合を占めている。

その一方で、教育基本法の改正や少子化の進展等、学校教育を取り巻く環境は大きな転換期を迎えている。

よって、学校教育に係る財務事務や管理の状況について検討を加えることは、今後の行政運営にとって有益であり、市民の関心にも沿うものと判断した。

### 4 外部監査の対象期間

平成20年度とするが、必要に応じて過年度及び平成21年度の一部についても監査対象に含めている。

### 5 外部監査の方法

#### (1) 監査着眼点

教職員の給与等は法令等に基づき適切に処理されているか。

補助金等、需用費、備品購入費及び委託料の支出は、法令等に基づき適切に処理されているか。また、これらの支出は効果的になされているか。

教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。

公費会計と私費会計の区分は適切に処理されているか。また、私費会計の管理に係る指導が適切に行われているか。

授業料等の減免手続は条例等に基づき適切に行われているか。

## (2)実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査<sup>1</sup>により行った。

### 教育委員会事務局における監査

- 学校教育の所管課において、学校教育の事業概要等について質問及び関連資料の閲覧を行い、全般的事項を把握した。
- 学校教育の所管課において、「(1)監査着眼点」に関する質問及び関連資料の閲覧を行い、財務事務の適否を確かめた。

### 学校における監査

- 個別に選定した学校(10校)において、「(1)監査着眼点」に関する質問及び関連資料の閲覧を行い、財務事務の適否を確かめた。

## 6 外部監査の実施期間

平成21年5月26日から平成22年3月9日まで

## 7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	菅 博 雄
公認会計士	井 口 立 和
公認会計士	高 橋 克 明
公認会計士	沼 倉 雅 枝

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

---

<sup>1</sup> 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

## 第2 監査対象の概要

### 1 教育委員会

#### (1) 制度の概要

教育委員会は、地方自治法第 180 条の 5 の定めにより、都道府県、市町村及び地方公共団体の組合に設置される教育行政を担う執行機関である。教育においては、政治的中立性と安定性の確保が強く要請されるため、教育委員会は地方公共団体の長から独立した執行機関と位置付けられており、それぞれに属する権限の範囲内で相互に対等かつ独立に事務を執行することになっている。

教育委員会は原則 5 名の教育委員で構成され、条例で定めるところにより、都道府県や市においては 6 名で構成することができる。教育委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し、識見を有するもののうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

地方自治法第 180 条の 8 において、教育委員会の行政執行権が定められており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第 23 条に以下の職務権限が列記されている。

- 学校等の設置、管理及び廃止に関すること
- 教育財産の管理に関すること
- 教育委員会や学校等の職員の任免その他の人事に関すること
- 児童生徒等の就学、入学、転学、退学に関すること
- 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること
- 教科書その他の教材の取扱いに関すること
- 校舎等の施設や教具等の設備の整備に関すること
- 教育関係職員の研修に関すること
- 教育関係職員、児童生徒等の保健、安全、厚生及び福利に関すること
- 学校等の環境衛生に関すること
- 学校給食に関すること
- 青少年教育、女性教育、公民館の事業等に関すること
- スポーツに関すること
- 文化財保護に関すること
- ユネスコ活動に関すること
- 教育に関する法人に関すること
- 教育に係る調査及び基幹統計等に関すること
- 教育行政に係る広報、相談に関すること

教育長は、教育委員の中から教育委員会が任命し（地教行法第 16 条）、教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。また、これらの事務を処理するために、教育委員会に事務局が置かれる。（地教行法第 18 条。以下、「教育局」という。）

## (2) 学校教育に関する権限・責任の分担

公立学校の設置は、学校設置条例によるが、義務教育に関する権限と責任はその他の関連法令の規定が絡み、複雑なものとなっている。

学校教育におけるこれらの関係を整理すると以下ようになる。

	県立学校	市町村立学校		関連法令
		政令市	市町村	
学校の設置	県	政令市	市町村	小中学校（学校教育法第 29 条） 高等学校（設置条例）
学校の管理	県教委	政令市教委	市町村教委	地教行法第 23 条
人件費負担 （小中学校の教職員）	県教委	県教委	県教委	小中学校の教職員（市町村立学校 職員給与負担法第 1 条）
人件費負担 （その他職員）	県教委	政令市教委	市町村教委	その他職員（学校教育法第 5 条）
人事権 （小中学校の教職員）	県教委	政令市教委	県教委	政令市（地教行法第 58 条） 政令市以外（地教行法第 37 条）
人事権（その他職員）	県教委	政令市教委	市町村教委	
教職員の身分	県	政令市	市町村	地教行法第 35 条

（注）略称：「教委」＝教育委員会、「政令市」＝政令指定都市

義務教育については、教職員の人件費は仙台市ではなく宮城県が負担しており（以下、「県費負担教職員」という。）、仙台市が負担するのは県費負担教職員以外の非常勤講師、非常勤嘱託及び栄養職員並びに学校用務員、学校給食調理員及び義務教育以外の市立幼稚園、市立高等学校の教職員の人件費である。

## 2 仙台市教育委員会の組織と学校教育の事業規模

### (1) 教育局の組織

教育局の事業は学校教育以外にも多岐にわたっている。

教育局の組織（平成 20 年 4 月 1 日現在）を今回の監査対象と関連付けて整理すると以下のとおりである。

教育局の部課名		今回の 監査対象
総務企画部	総務課	
	学事課	
	学校規模適正化推進室	
	学校施設課	
	健康教育課	
	学校給食センター	
学校教育部	教育指導課	
	高校教育改革室	
	教職員課	
	教育相談課	
	教育センター	
生涯学習部	生涯学習課	
	文化財課	
	泉岳少年自然の家	
学校（196 校）		
博物館		
科学館		
市民図書館		
中央市民センター		

教育委員会 委員 6 名	教育長 委員の中から任命
-----------------	-----------------

## (2)学校の概要

仙台市立学校の内訳は以下のとおりである。

(平成20年5月1日現在)

	学校数	児童生徒数 (人)	学級数	教職員数(人)		
				県費	市費	合計
幼稚園	3	149	9	-	17	17
小学校	123	55,138	2,090	3,079	410	3,489
中学校	63	26,336	893	1,736	163	1,899
高等学校	6	3,404	98	-	351	351
特別支援学校	1	155	38	85	22	107
合計	196	85,182	3,128	4,900	963	5,863

今回の包括外部監査における監査対象は、教育局による学校経理調査の実施状況等を考慮のうえ任意に抽出した以下の10校を選定した。

- 小学校5校(上杉山通、高砂、広瀬、八乙女、長町南)
- 中学校3校(七郷、向陽台、将監東)
- 高等学校2校(仙台、仙台商業)

## (3)教育費の推移

教育費の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
一般会計(A)	388,720,474	384,786,304	405,481,003	
うち教育費	37,355,431	38,496,408	42,247,165	
教育総務費	4,921,013	5,147,469	5,894,720	
小学校費	6,303,169	6,191,028	6,442,290	
中学校費	3,083,988	3,103,712	3,181,901	
高等学校費	3,924,597	3,825,841	3,832,987	
特別支援学校費	135,936	143,924	149,407	
学校建設費	6,934,302	4,444,594	9,470,102	
社会教育費	6,240,424	8,265,582	7,448,163	
市民センター費	1,748,339	2,252,333	1,607,867	
保健給食費	4,063,663	5,121,925	4,219,728	
学校教育の事業費(B)	25,303,005	22,856,568	28,971,407	の合計
B/A	6.5%	5.9%	7.1%	

今回の包括外部監査の対象とした学校教育に係る事業費の範囲は、教育費のうち上表の項とした。

#### (4) 学校教育の事業費推移

学校教育の事業費（節別）と歳入の決算額推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	備考
報酬	1,343,074	1,401,375	1,442,078	
給料	4,744,756	4,643,248	4,579,688	
職員手当等	4,193,550	4,153,245	4,709,957	
共済費	1,396,647	1,390,288	1,380,317	
災害補償費	-	523	1,603	
賃金	712,614	737,105	770,453	
報償費	63,734	65,643	73,110	
旅費	43,514	47,682	46,988	
交際費	244	151	180	
需用費	3,953,546	3,926,362	3,853,457	
役務費	219,880	208,295	216,319	
委託料	1,531,271	1,552,191	1,498,762	
使用料及び賃借料	586,544	598,889	699,719	
工事請負費	4,349,039	2,880,945	7,711,734	
公有財産購入費	991,067	102,549	322,805	
備品購入費	444,716	385,565	833,675	
負担金、補助及び交付金	214,449	227,200	236,363	
扶助費	508,132	531,329	542,226	
補償、補填及び賠償金	6,230	3,983	51,973	
歳出合計	25,303,005	22,856,568	28,971,407	
使用料	366,718	354,217	351,456	高等学校授業料等
手数料	3,995	3,980	5,898	
学校給食センター収入	2,046,552	2,040,965	2,028,576	
歳入合計	2,417,265	2,399,161	2,385,930	

今回の包括外部監査の対象とした学校教育の事業費（節別）と歳入の範囲は、上表の項目とした。

## (5)私費会計の概要

学校では、学校給食費、修学旅行費、校外活動費など学校が主体となって徴収し、会計を管理している場合や、PTA 等からの委任を受けて学校が事務を行っている場合がある。徴収方法は口座振替や現金であり、現金は所定の銀行の普通預金口座に預け入れられる。「私費会計」について明確な定義はないが、市の歳入歳出を扱う公費会計の概念と対比して、保護者から徴収した学校給食費や学校納付金等のうち市の歳入と扱われていないものの総称と定義づけし、以下この定義にもとづいて記載した。

仙台市立学校における私費会計の状況を整理すると以下のとおりである。

会計	区分		主な内容	仙台市のルール
公費会計	事業費全般		「(4)学校教育の事業費推移」参照	会計規則 学校給食費収納事務取扱説明書
	学校給食費	センター調理校	学校給食センター(市内6ヶ所)から給食提供される学校における学校給食費	
私費会計		単独調理校	単独調理場方式の学校における学校給食費	学校給食費収納事務取扱説明書
	学校納付金	教材費	児童生徒個人が直接受益者となるもの(副教材費、学年費、修学旅行積立金等)	仙台市学校納付金取扱要領
		団体費	校長が学校関連団体(PTA等)から会計事務を受託して取扱うもの	
		課外活動費	部活動の部費等	
その他	上記以外に各学校で管理しているもの		明確なルールはない	

私費会計については市の歳入ではないため、教育局では市立学校全体の私費会計に係る事業費を把握することは当然にはしていない。

平成17年度に実施した学校経理調査から、仙台市立学校全体における私費会計の規模を推計すると以下のとおりであり、多額の事業費が学校の直接管理下あるいは受任管理下にあることがわかる。

区分	推計事業費 (百万円)	推計方法
幼稚園	5	学校経理調査(平成17年度に実施)時からほぼ同額と推計
小学校	3,308	6万円(1人当たり年平均納付額)×55千人(児童数)
中学校	2,370	9万円(1人当たり年平均納付額)×26千人(生徒数)
高等学校	382	学校経理調査(平成17年度に実施)時からほぼ同額と推計
特別支援学校	7	学校経理調査(平成17年度に実施)時からほぼ同額と推計
合計	6,072	
うち公費会計分	2,029	学校給食費(センター調理校)
差引(私費会計)	4,043	

なお、今回の包括外部監査の対象学校(10校)に係る学校別私費会計の内訳については添付資料「学校別経理の明細」を参照されたい。

### 第3 外部監査の結果及び意見

#### 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、

- 監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」
- 監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」

と記載している。

また、個別検出事項を財務監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても仙台市（以下、「市」という。）が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

#### 1 給与等

平成20年度における給与等の内訳は以下のとおりである。

科目（節）と内訳	金額（千円）	監査人の判断	
		指摘	意見
報酬	1,442,078		
給料	4,579,688		(1)(5)
職員手当等	4,709,957		(5)
調整額	62,442		
特別調整額	54,499		
初任給調整手当	-		
扶養手当	135,585		
地域手当	203,039		
住居手当	90,028		(2)
通勤手当	114,552		
単身赴任手当	276		
特殊勤務手当	23,242		(2)
超過勤務手当	203,504		
休日給	1,046		
夜勤手当	-		
管理職員特別勤務手当	737		
義務教育等教員特別手当	48,627		
産業教育手当	24,648		
定時制通信教育手当	28,472		
期末手当	1,286,901		
勤勉手当	658,604		(3)
退職手当	1,743,587		(4)
児童手当	30,170		
共済費	1,380,317		
報償費	73,110	(9)	

### (1) 独自構造の給料表

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない（地方公務員法第 24 条第 1 項）。この「職務給の原則」は、具体的には各給料表における級の区分によって実現されている。

職種別に適用される給料表は以下のとおりである。

職種	適用される給料表	対象者
事務・技術職員	行政職	158
技能職員	技能職	493
教育職員	教育職	349
	合計	1,000

多くの地方公共団体では、国の俸給表構造を援用した給料表が用いられてきた。近年、地域における民間給与水準を適切に反映させる観点から、国の俸給表構造を援用しつつ、水準について独自の調整をしようとする取組が見られている。

均衡の原則について、地方公務員法に定められた考慮事項（生計費、国の職員の給与、他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情）は妥当であるが、具体的適用においては、給与制度面と給与水準面とを分け以下のとおり対応することとし、従来の国公準拠の考え方を刷新することを提言。

（給与制度）

- 公務としての類似性を重視して均衡原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本とする（但し、職務給の原則等にとった合理的な範囲内で各団体の組織、規模等も考慮し、画一的に国家公務員の給与制度との合致を求めるものではない。）

（給与水準）

- 地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用し、各団体が地域民間給与の水準をより反映させた給料表を策定（但し、民間給与が著しく高い地域であったとしても、その地域の国家公務員の給与水準が目安。）。

出所：「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」報告書 平成 18 年 3 月

一方、多くの政令指定都市と同様、市では国の俸給表構造とは異なる独自構造の給料表を採用している。

このうち、行政職の給料表と級別標準職務を国と比較すると以下のとおりである。

< 行政職給料表の比較表 >

	仙台市			国			C = A-B	C/B
	1号俸の金額	最高号俸	最高号俸の金額(A)	1号俸の金額	最高号俸	最高号俸の金額(B)		
10級				534,200	21	575,300		
9級				468,700	41	542,600		
8級	404,600	73	540,200	414,800	45	482,600	57,600	12%
7級	382,300	73	500,100	367,200	61	460,300	39,800	9%
6級	360,400	77	470,700	321,100	77	425,900	44,800	11%
5級	326,500	85	455,500	289,700	85	403,700	51,800	13%
4級	296,000	97	426,800	262,300	93	391,200	35,600	9%
3級	267,300	109	412,800	222,900	113	357,200	55,600	16%
2級	240,000	105	378,600	185,800	125	309,900	68,700	22%
1級	138,000	101	329,700	135,600	93	244,100	85,600	35%

< 級別標準職務の比較表 >

	仙台市	(参考)国			
		本省	管区機関	府県単位機関	地方出先機関
10級		課長(特に重要)	管区長(重要)		
9級		課長(重要)	管区長、部長(特に重要)		
8級	局長、会計管理者、理事	室長(困難)	部長(重要)	機関の長(困難)	
7級	次長、部長、参事	室長	課長(特に困難)	機関の長	
6級	課長(重要)、主幹(重要)	課長補佐(困難)	課長	課長(困難)	機関の長(困難)
5級	課長、主幹	課長補佐	課長補佐(困難)	課長	機関の長、課長(困難)
4級	係長(困難)、主査(困難)	係長(困難)	課長補佐、係長(困難)	係長(特に困難)	課長
3級	係長、主査、主任(困難)	係長、主任(困難)	係長、主任(困難)	係長、主任(困難)	係長(相当困難)、主任(困難)
2級	主任、係員(特に高度)	主任、係員(特に高度)	主任、係員(特に高度)	主任、係員(特に高度)	主任、係員(特に高度)
1級	主事	係員	係員	係員	係員

出所：総務省「地方公務員の給料表等に関する専門家会合」（平成21年10月14日開催）配付資料11「独自構造の給料表を用いる都道府県・指定都市における級別標準職務（平成21年）」

## 【現状の問題点（意見）】

国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額を比較すると、市行政職の給料表は全ての級において国家公務員の俸給月額の最高額を超えている（「行政職給料表の比較表」C欄を参照）。

市も採用している独自構造の給料表については、職務給の原則の観点から、以下のような意見が見られる。

### 3 独自構造の給料表

現行の独自構造の給料表について、その有意性や課題の検証を行うべきではないか。

独自構造の給料表を用いる場合、どのような要素に着目し、どのような独自性を持たせることが、合理的と言えるか。

現行のラスパイレス指数は、全体の水準を比較するものであるが、各地方公共団体が独自構造の給料表を用いる場合には、職員部内での配分にも留意する必要があるのではないかと。

独自構造の給料表を用いる場合については、国に比べて年功的な構造や運用となっていないことについて、説明責任がより強く求められるのではないかと。

出所：総務省「地方公務員の給料表等に関する専門家会合」（平成22年1月13日開催）  
配付資料2「専門家会合における主な論点と考え方（案）」

職務・職責が同等の級の最高号俸の給料月額が高いことは、職務・職責が変わらずとも、より高い級の給与を受け取ることが可能になることから、職務給というより年功的な傾向が強くなると考えられる。市行政職の給料表が、国との比較において最高号俸の給料月額が高くなっていることは、国に比べて年功的な給料表になっているようにも見受けられる。

この点に関する市の見解は以下のとおりである。

- 10級制の国の給料表と8級制の市の給料表では構造が違い、また組織構造も異なることから、国と市の俸給表の同一級を比較した場合、職務・職責は同等ではあるとは一概に言えず、そうした違いを無視して、両者を同一視して比較することは適切ではない。
- 市の給料表の決定に当たっては、官民の均衡を図るため毎年行う民間事業所の給与実態調査の結果を踏まえ、人事委員会が、人事行政の専門的見地から給料表とともに勧告を行い、当該給料表に従って定めたものであることから妥当なものである。

しかし、国と組織構造や職務内容が異なるとはいえ、公務としての類似性を踏まえれば、このような現行給料表が職務給原則の徹底の観点から疑問が生じないか懸念される。

## 【解決の方向性】

職務給原則の徹底の観点から、独自構造の給料表について運用面を含めた有意性の確認に留意する。

## (2)職員手当の合理性

地方公共団体の職員に対して支給することができる手当の種類は、地方自治法において限定列举されている（地方自治法第 204 条第 2 項）。

また、手当については給料と同様、均衡の原則、すなわち「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」（地方公務員法第 24 条第 3 項）が適用される。

### 【現状の問題点（意見）】

平成 20 年度における職員手当のうち、手当支給の合理性に疑問があると判断したものは以下のとおりである。

種類	区分	平成 20 年度の 支給総額（円）	支給内容
住居手当	持家等に居住する場合	41,806,907	月額 6,700 円
特殊勤務手当	教員特殊業務手当 （入学者選抜業務手当）	3,196,000	日額 1,700 円
	給食調理業務手当	7,151,000	日額 200 円 （平成 21 年度より廃止）

#### <住居手当（持家等に居住する場合）>

住居手当は借家等に居住する職員に対して、月額 27,600 円を限度に支給される場合以外に、持家等に居住する職員（主たる生計維持者）も支給対象となっている。市の説明によると、民間事業所の給与実態調査の結果を見ても、自宅居住者に対して住宅手当を支給していることは多く見られるため、均衡の原則の観点から合理的である、とのことである。

しかし、民間事業所における住宅手当の支給理由は様々であり、なかには扶養手当に近い支給理由もあることから、「支給理由」に照らして民間との均衡を判断するのが合理的である。この点につき、市における持家等に居住する場合の住居手当は持家の維持管理費の補助等が目的と考えられるが、国においては「民間の住宅手当の支給理由をみても公務と同様の趣旨で住宅手当を支給する事業所は少数である」（「職員の給与に関する報告」人事院 平成 15 年 8 月 8 日）とされ、平成 21 年度に自宅居住者に係る住居手当については廃止されたところである。市の説明によれば、国の中でも首都圏などと仙台市では住宅事情が著しく異なり、そうした差異を無視して一概に比較はできないとのことであるが、均衡の原則の観点からの根拠付けが十分といえるか疑問である。

#### <入学者選抜業務手当>

特殊勤務手当は、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。」（職員の給与に関する条例第 14 条第 1 項）と規定されている。入学者選抜業務手当は入学者選抜試験の出題、採点等の業務に従事する教員を支給対象としている。

しかし、入学者選抜業務は公正、公平が強く求められるとはいえども教員の通常業務と著しく異なる特殊性があるとは考えにくく、特殊勤務手当として給与上特別の考慮を必要とするものと認められるか疑問である。

### 【解決の方向性】

均衡の原則の観点から、手当支給の合理性が認められるか再検討する。  
手当支給の合理的な説明付けが難しいものは、手当支給を減額または廃止する。

### (3) 勤勉手当の成績率

勤勉手当は所定の基準日に在職する職員に対し、所定の期間における「その者の勤務成績に応じて」支給される（職員の給与に関する条例第 20 条第 1 項）。「職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則」によると、勤勉手当の算定方法は以下のとおりである。

勤勉手当基礎額 × 期間率 × 成績率 = 勤勉手当

一般職員の成績率： 40/100 ~ 110/100

管理職員の成績率： 35/100 ~ 155/100

一方、「勤勉手当の成績率の運用に関する要領」（平成 14 年 3 月 15 日 教育長決裁）によると、任命権者が定める成績率は以下のように規定されている。

区分	内容	成績率	
		一般職員	管理職員
	停職処分を受けた場合	40/100	35/100
	減給処分を受けた場合	50/100	55/100
	戒告処分を受けた場合	60/100	75/100
	上記以外の場合	75/100	95/100

平成 20 年度においては懲戒処分の該当者がなく、支給された勤勉手当は全て の区分の成績率が適用されている。

### 【現状の問題点（意見）】

「勤勉手当の成績率の運用に関する要領」に定める成績率は、職員の懲戒処分の有無の区分にのみ着目したものとなっている。市の説明によると、特に公務職場においては職員は多種多様な業務に従事していることから、評価方法や評価結果の手当への反映方法についての公平性、透明性の確保には様々な課題があり、現在、管理職員について業績評価の運用を行いつつ、それら課題の解決策を検討している、とのことである。

本来、条例が定める「その者の勤務成績に応じて」とは、その者の勤務成績の評価（例えば、上位、中位、下位の区分）によることが相当であり、懲戒処分の有無のみをもって判断している現行の運用が、条例の趣旨に照らし十分なものといえるか疑問である。

### 【解決の方向性】

評価結果の反映方法について検討を進め、給与条例の趣旨を踏まえた運用ルールへの見直しを行う。

#### (4)退職手当の特例加算

退職手当は職員の退職時に支給されるものであり、20年以上勤続し、定年等で退職した者に対する算定方法の概要は以下のとおりである。

$$\boxed{\text{本則額}} + \boxed{\text{本則額} \times 4\% (\text{特例による加算措置})} + \boxed{\text{調整額}} = \text{退職手当}$$

$$\text{本則額} = \text{退職日給料月額} \times \text{退職理由別・勤続年数別支給率}$$

$$\text{調整額} = \text{調整月額のうちその額が多いものから 60 月分の額を合計した額}$$

このうち、「特例による加算措置」は公務員給与水準の民間格差是正を目的とした措置であり、国家公務員の退職手当法等の動向にあわせて以下のように推移している（経過措置を含む）。

年度	加算率
昭和 48 年度～	20%
昭和 59 年度	18%
昭和 60 年度	16%
昭和 61 年度	14%
昭和 62 年度	12%
昭和 63 年度～	10%
平成 16 年度	7%
平成 17 年度～現在	4%

市の説明によると、国の率の設定に当たっては、人事院又は総務省が実施する退職給付に関する調査の結果をもとに、官民を均衡させるよう設定されている。現在の 4% という率については、平成 13 年民間企業退職金実態調査の結果を踏まえ設定されたものであり、平成 18 年の民間企業退職給付調査でも、民間の退職給付総額が公務を若干上回っているとの結果が出ており、適正水準にあるとのことである。

一方、定年退職した場合の退職金支給水準については、民間との比較において以下のような状況が見受けられる。

(単位：千円)

仙台市		民間	
事務・技術職員	27,731	大学卒 / 事務・技術	26,525
技能職員	23,801	高校卒 / 事務・技術	25,042
教育職員	27,260	高校卒 / 生産	22,416

- (注) 1 . 仙台市の金額は平成 20 年度における該当者 65 名 (内訳：事務・技術職 17 名、技能職員 34 名、教育職員 14 名) の平均値であり、退職手当のみの金額である。  
 2 . 民間データは平成 19 年賃金事情等総合調査 (厚生労働省) によるものであり、退職年金に係る年金現価額 (労働者拠出分を除く) を含んだ金額である。

市の説明によると、賃金事情等総合調査における退職金調査結果のサンプル数は高卒・生産では 11 社分、最も多い大卒でも 27 社分と極めて少なく、比較の対象として適当ではないとのことである。

### 【現状の問題点（意見）】

「特例による加算措置」の加算率は漸次低下してきたが、直近の定年退職の場合の退職金の支給水準を民間比較すると、特例措置の趣旨である民間格差是正としての意義が認められるか疑問である。この点につき、市の説明によると、特例による加算措置はサンプル数の少ない市独自の調査を行うのではなく、統計的な有意性が確保された国の調査結果を踏まえて改定される国家公務員の退職手当支給率に合わせて改定しているものであり、官民均衡を前提とした国に準拠していること、また、全国の多くの自治体も同様に国に準拠した支給率を採用していることから、均衡の原則に沿っているものと考えている、とのことである。

しかし、市では国の俸給表とは異なる独自構造の給料表を採用しているのであるからこそ、特例による加算措置の根拠を国に準拠していることのみを求めるのは、均衡の原則（地方公務員法第 24 条第 3 項）の観点から十分な根拠付けといえるか疑問である。

### 【解決の方向性】

現行の退職手当の支給水準について、民間格差是正の手法について検討を要する。

## (5) 技能労務職員の給与水準

職務に応じた身分取扱いを行う必要があることから、地方公務員法では「職員のうち、公立学校の教職員、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基づいてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める」（地方公務員法第 57 条）と規定し、特定の職員については、他の一般職員と異なる特例を設けている。

技能労務職員に対しては地方公営企業法が適用され、給与、勤務時間その他の勤務条件については給与の種類と基準のみを条例で定め、具体的内容は労働協約または就業規則で定めることとされている（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項）。

平成 20 年度における技能労務職員の給与水準については、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致したデータはないが、参考として公表されている総務省データによれば、以下のような状況が見受けられる。

	用務員			給食調理員		
	平均年齢 (公務員)	平均年齢 (民間)	給与倍率(公 務員/民間)	平均年齢 (公務員)	平均年齢 (民間)	給与倍率(公 務員/民間)
仙台市	49.0 歳	53.9 歳	1.93 倍	41.0 歳	43.6 歳	1.63 倍
全国平均	49.1 歳	53.9 歳	1.43 倍	47.4 歳	41.7 歳	1.44 倍

出所：総務省「地方公共団体別給与等の比較」賃金構造基本統計調査による類似職種等の平均給与月額等比較

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、以下のような指摘がなされている。

1 技能労務職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにすること。

(中略)

2 技能労務職員等の給与の比較に当たっては、「賃金構造基本統計調査」における類似する職種に従事する者の給与を参考にするほか、各人事委員会が実施する職種別民間給与実態調査の機会等を活用し調査・分析するなど、地域の民間給与の実態の把握に努めること。

3 住民の理解と納得を得るためには情報の開示が不可欠であり、技能労務職員等の給与情報等の公表にあたっては、職種ごとに「賃金構造基本統計調査」に基づく民間給与データを追加するなど、わかりやすい情報開示の徹底を図ること。

(以下、省略)

出所：「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」(総務省自治行政局公務員部長 平成19年7月6日)

### 【現状の問題点(意見)】

市の説明によると、平成17年度以降は技能労務職員の新規採用を行わない等、技能労務職員の給与費総額の削減に努めてきたとのことであるが、技能労務職員の給料表には行政職給料表の3級までの号俸及び金額がそのまま使用されており、民間の同一又は類似の職種に従事する者との比較が行われていないことから、その水準が適正かどうかについて均衡の原則(地方公営企業法第38条第3項)の観点から合理的な説明付けができるか疑問である。

### 【解決の方向性】

平成21年3月19日に総務省が取りまとめた「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会」の報告書を活用し、技能労務職員等の職務の性格や内容を踏まえた「適正な給与水準」を明確にする。

## (6)学校用務員の業務内容や業務量に見合った人員配置

学校用務員は「学校の環境の整備その他の用務に従事する」(学校教育法施行規則第65条)とされている。学校用務員は学校教育法に定める必置職員(全ての学校に必ず置かなければならない職員)ではなく、各学校において必要な職員とされる場合に配置できるものとされている。

平成20年度における学校用務員の人員配置の状況は以下のとおりである。

	学校数	学校用務員の人数				1校当たり 配置人数
		正職員	再任用	嘱託	合計	
幼稚園	3	-	-	-	-	-
小学校	123	205	18	34	257	2.1
中学校	63	110	5	16	131	2.1
高等学校	6	18	1	-	19	3.2
特別支援学校	1	2	-	-	2	2.0
合計	196	335	24	50	409	2.1

市における学校用務員の人員配置方針は、学校間巡回便業務の民間委託化（昭和 49 年）を契機に原則として正職員 2 名体制としていたが、仙台市行財政集中改革計画（平成 18 年 4 月）では、学校用務員の配置について、「非常勤職員の活用により、平成 22 年度当初までに 90 校以上で学校用務員（正職員）の 1 名体制化を図る」としている。

### 【現状の問題点（意見）】

学校用務員の業務内容について、労働協約（平成 11 年 3 月 17 日）では以下のように定められている。

環境整備に関する業務	校舎内外の清掃及び整備に関する業務
	樹木、花壇等の手入れ及び除草に関する業務
	冷暖房、器具、燃料に関する業務
	施設、設備の補修及び整備に関する業務
	除雪及び雪害対策に関する業務
	飼育動物、栽培植物等教材類の整備に関する業務
	補修工具等の備品の整備及び保管に関する業務
	資源ゴミのリサイクル等環境整備上必要な業務
学校運営に関する業務	学校行事等の準備及び整備に関する業務
	外来者の対応、電話の対応、その他連絡に関する業務
	印刷に関する業務
	非常災害の発生時における緊急業務等学校運営上必要な業務
外勤に関する業務	最寄りの金融機関での公金及び校納金取扱いに関する業務
	物品購入及び諸連絡に関する業務
	学校行事等に関する業務
	非常事態の発生時における緊急業務

現在の市の人員配置方針（正職員 1 名と非常勤職員 1 名の 2 名体制）は、以下の点において業務内容と人員配置の適正化を十分に検討しているといえるか疑問である。

- 学校用務員の業務内容は前掲の人員配置方針（正職員 2 名体制）の中で取り決められたものである。現在の人員配置方針への見直しは業務内容自体の見直しを行わずに正職員 1 名を非常勤職員 1 名に切り替えるものであるから、従来の人員配置方針（正職員 2 名体制）自体が業務量との比較を十分に検討していなかった可能性がある。
- 現在の人員配置方針も従来同様、学校単位での固定配置を前提としているが、固定配置以外の選択肢（複数校担当制等）の適否検討が十分に行われていないこと。

### 【解決の方向性】

学校用務員の業務内容の調査・分析を行い、現在の人員配置方針が業務内容との比較において適切かどうか精査する。

## (7)給食調理員の人員配置

市立学校の学校給食は、学校給食センター（市内6ヶ所）の対象学校以外は、各学校において調理業務等を行っている。

平成20年度における学校給食員の人員配置（単独調理校のみ）の状況は以下のとおりである。

	対象学校数	栄養士（栄養教諭）			給食調理員
		県費	市費	合計	
小学校	63	42(9)	21	63(9)	124
中学校	12	6(1)	6	12(1)	24
高等学校	2	-	2	2	6
特別支援学校	1	1	-	1	2
合計	78	49(10)	29	78(10)	156

（注）職員数は正規職員のみであり、パート職員数は含まれていない。

市における人員配置方針は以下のとおりである。

< 栄養士 >

原則として単独調理校1校につき1名を配置する。学校栄養教諭等の給与の国庫負担に当たっての配置基準に対応する人員は県費負担職員であり、それを超える人員は市費負担職員によっている。

< 給食調理員 >

原則として正職員2名体制とし、その他にパート職員1~8名を配置する。

### 【現状の問題点（意見）】

給食1食当たり費用を、単独調理校とセンター調理校に区分比較すると以下のとおりである。

（単位：円）

	単独調理校（A）	センター調理校（B）	A/B
人件費	253	44	（注）3
物件費	251	311	（注）3
合計（給食提供に係る経費単価）	504	355	1.42
試算の前提：			
対象校・給食センター	高砂小学校	野村学校給食センター	
食数	1校660食	26校10,096食	
給食形態	直営	民間委託（PFI方式）	

（注）1. 平成20年度の教育局作成資料をもとに算出した。

2. 上記経費には、食材費（保護者負担）や土地使用料は含まれていない。

3. 民間委託業務に係る人件費は委託料（物件費）に区分されるため、「人件費」「物件費」ごとの比較に有意性はない。

単独調理校の給食提供に係る経費単価がセンター調理校の 1.42 倍であり、センター調理校との乖離が大きいことがわかる。市では給食調理員へのパート職員の活用等、学校給食業務の合理化に取り組んでいるものの、学校給食業務の以下のような特性を踏まえると、単独調理校における給食業務運営の合理化の余地は大きいものと思量される。

- 本来的に民間で実施可能な調理業務であり、正規職員が従事する必要性に乏しいこと
- 調理業務は繁忙の時間帯が比較的特定でき、また、給食日数は年間 180 日程度のため、正規職員の配置はコスト高につながりやすいこと

## 【解決の方向性】

学校給食に係る国からの通達等の趣旨を踏まえ、単独調理校における学校給食業務の経常経費の適正化と合理化をさらに推進する。

< 学校給食に係る国からの通達等の趣旨（抜粋） >

文部省通達「学校給食業務の運営の合理化について」（昭和 60 年 1 月 21 日付け）

文部省では、臨時行政調査会や総務庁等から「学校給食業務の合理化」の必要性を指摘され、各教育委員会教育長あてに下記の趣旨で通達をした。

- 1) 学校給食業務の運営については、学校給食が教育の一環として実施されていることを考え、合理化の実施に当たっては、質の低下を招くことのないよう十分配慮すること。
- 2) 地域の実状等に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により、人件費等の経常経費の適正化を図る必要があること。

財務省予算執行調査報告（平成 15 年度）

予算執行の効率化・合理化の観点から、学校給食事業が調査対象になった。1 食あたりコストの分析等が行われ、今後の改善点・検討の方向性として、調理業務の民間委託を推進すべきと指摘された。

文部科学省事務連絡（平成 15 年 7 月 18 日付け）

上記財務省の予算執行調査を受けて、文部科学省では昭和 60 年 1 月の「学校給食業務の運営の合理化について」の趣旨を再確認のうえ、地域の実状等に応じ、学校給食業務の合理化（民間委託、共同調理場化）を推進することを都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会に指導及び周知徹底を行った。

## (8)職員に対する支出

平成 20 年度において、仙台市職員互助会から市職員に対して以下の支出がなされている。

区分	支出対象者	金額(円)	支出内容	公費財源措置
教員福利 厚生費	宮城県教職 員互助会加 入者	2,286,779	掛金負担を軽減するため、給料月 額の 1.5/1,000 を支給	なし
外部公所 厚生費	学校勤務の 教職員	3,807,000	外部公所に勤務する会員の福利厚 生改善費として、1 人当たり年額 4,500 円を支給	仙台市職員互助会 補助金( 48.7%相当 額)

### 【現状の問題点（指摘）】

外部公所厚生費については公費財源措置（市から仙台市職員互助会に対する補助）が行われている。当該補助金は市職員の福利厚生の実を目的としたものであることから、上記支出が福利厚生費の範囲として適切かどうか問題となる。

この点につき、以下の要素を鑑みれば、外部公所厚生費を職員へ直接支給することは給与条例主義の観点から不適切である。

- 上記支出の原資の概ね 2 分の 1 は市（雇用者）からの補助金であることから、経済的な実態として、市から市職員に対して概ね 2 分の 1 相当額の経済的利益を供与していることと同様であること。
- 当該経済的利益の供与が給与ではなく、福利厚生費として社会通念上相当と認められるかどうか問題となる。この点につき、民間では福利厚生費相当額を直接支給することは給与課税（所得税法第 183 条第 1 項）の問題もあり、福利厚生の一環として実施することは少ないと思われる。このことからすれば、当該支給は実質上の勤務地手当と認められ、社会通念上相当と認められる範囲の福利厚生費というには無理があること。

### 【解決の方向性】

条例に基づかない給与支給と疑義の生じるような職員に対する支出を解消する。

## (9)報償費の支給

報償費は、役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償を支出するための経費であり、以下の内容に区分される。

### < 報償金 >

提供された役務に対する反対給付あるいは感謝の意を表するために要する経費（講師謝礼等）

### < 賞賜金 >

広く表彰の意味をもつ経費（善行者を表彰する際に贈与する金一封等）

### < 買上金 >

行政を進める上で必要な行為に対する謝礼と奨励を行うための経費（害虫の買上金等）

## 【現状の問題点（指摘）】

### < 地域等連携費 >

地域等連携費は、学校の円滑な運営を図るため、地域組織等と公的な連携を図るうえで特に必要と認められる支出である。市では当該支出の基準（仙台市立小・中・特別支援学校長・幼稚園長地域等連携費支出基準）を定めているが、平成 21 年 4 月 1 日より支出基準を改正しており、改正前後を比較すると以下のとおりである。

	平成 20 年度まで	平成 21 年度
支出区分	祝儀、弔慰	謝礼、弔慰、見舞（祝儀は支出不可）
支出金額	1 件当たりの限度なし（校長の判断）	1 件につき 1,000 円～3,000 円以内（原則）
節	報償費	報償費
支出額	1,953,500 円 （平成 20 年度決算額）	2,379,000 円 （予算額）

祝儀や弔慰の支出は交際費と認められるが、市では当該支出を交際費ではなく報償費として予算措置を講じているため、交際費の予算流用制限（仙台市予算規則第 20 条第 3 項第 1 号）により予算外執行に該当するかどうか問題となる。

この点につき、市の説明によると、仙台市予算規則第 20 条第 3 項の規定の趣旨は、同項に掲げる各節が、義務的な経費や、予算措置に政策的な判断を要した経費である等の性格を有することに鑑み、みだりに他の節に振り替えて執行することを制限したものであり、当該節に係る経費が不足した場合に、他の節の予算をこれに振り替えて執行することを制限したのではない。よって、当該支出については単に予算を計上する節を誤ったという事務的なミスに過ぎず、予算流用は可能であり、予算の裏付けのない予算執行には当たらない、とのことである。

しかし、もともと支出基準の内容から交際費としての支出が予定されているものであり、

さらに「交際費については、他の費用の流用又は予備費の充用は適当でないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行うものとする」（「交際費の取扱いについて」（昭 40.5.26 自治省通知））のであるから、交際費としての予算措置がないまま交際費を支出することは不適切である。

#### < 講師謝礼 >

平成 20 年度の報償費に、市教職員に対する講師謝礼 1,860 千円が含まれている。これは、市教委が開く様々な審議会、検討委員会、研究会等に県費負担教職員が参加する際の交通費相当額として、1 回につき図書カード 1,000 円を支給するものである。

市の説明によると、市の用務で県費負担教職員を出張させる場合には、旅費の支給は市教委で行わなければならないが、市内の学校と市教委等との間の移動については、恒常に相当の回数があること（教育指導課だけでも、延べ 1,000 人を超える旅費支給手続が必要となる。）、また、国において県費負担教職員の市費化が進められた段階で、日額旅費としての支給も含めた給与システムが整備されれば、事務処理が簡素化されることなどを勘案し、当面の間、通常の旅費精算の代替措置として支出しているとのことである。

しかし、もともと当該業務は市の職務として行われているのであるから、出張命令に基づく旅費の性質を有しており、報償費としての支出は不適切である。

#### 【解決の方向性】

報償費の性質を有しない支出は、予算措置を講じたうえで適切な科目（交際費、旅費等）にて処理を行う。

## 2 契約事務

今回の監査対象である業務委託契約の概要は以下のとおりである。

契約	業務委託件名	契約方法	委託料 (千円)	監査人の判断	
				指摘	意見
	教育用 PC 保守業務委託料 (小中学校)	特命随意契約	216,171		
	健康診断事業委託料	特命随意契約	109,682		
	標準学力検査の実施、調査委託	特命随意契約	89,629		
	ごみ処理委託料	特命随意契約	60,734		
	消防設備点検業務委託	指名競争入札	48,085	(1)	(2)
	学校職員健康診断	特命随意契約・指名競争入札	54,400		
	校内トイレ清掃業務委託	指名競争入札	28,756	(1)	
	青少年のためのオーケストラ鑑賞会開催委託	特命随意契約	40,575		
	Edu ネット管理運営業務等委託	特命随意契約	54,222		
	エレベーター保守業務委託	特命随意契約・指名競争入札	36,314		
	その他		760,194		
	委託料合計		1,498,762		

(注) 監査対象は平成 20 年度における委託料の金額上位 10 件の契約を抽出した。

### (1) 指名競争入札理由の合理性

地方自治法では、契約の締結は一般競争入札が原則であり、一定の要件を満たした場合に限り指名競争入札等によることができる(地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項)。

指名競争入札によることができるのは、以下の場合に限定されている(地方自治法施行令第 167 条)。

- 当該契約の性質または目的が一般競争入札に適しない場合
- 入札参加者が一般競争入札とする必要がないほど少数の場合
- 一般競争入札とすることが不利と認められる場合

### 【現状の問題点(指摘)】

< 消防設備点検業務委託 >

当該業務委託は、仙台市立学校に設置している消防設備及び防犯警報設備の保守点検業務であり、市内を 4 地域に分割して指名競争入札を実施している。市の説明によると、指

名競争入札の理由は「当該契約を一般競争入札とした場合、指名競争入札と比較し入札手続が煩雑であり、かつ、経費が増える等の弊害を伴うため、一般競争入札に付することが不利と認められる（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）」としている。

しかし、当該業務委託契約を市内 4 地域に分割発注しながら、入札手続の煩雑性をもって一般競争入札に付することが不利とすることは具体的な根拠付けを欠いており、指名競争入札の理由として不十分である。

#### < 校内トイレ清掃業務委託 >

当該業務委託は、仙台市立学校の校内清掃業務であり、市内を 3 地域に分割して指名競争入札を実施している。市の説明によると、指名競争入札の理由は「当該契約を一般競争入札とした場合、指名競争入札と比較し入札手続が煩雑であり、かつ、経費が増える等の弊害を伴うため、一般競争入札に付することが不利と認められる（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）」としている。

しかし、当該業務委託契約を市内 3 地域に分割発注しながら、入札手続の煩雑性をもって一般競争入札に付することが不利とすることは具体的な根拠付けを欠いており、指名競争入札の理由として不十分である。

### 【解決の方向性】

個別の業務仕様等を考慮したうえで、一般競争入札の実施が不利であることに関する調査・確認・記録を行い、指名競争入札とする根拠を明確にする。

また、指名競争入札とする合理的根拠のない業務については、一般競争入札の実施等、競争性・公平性を高めた契約方法に見直す。

### (2) 指名競争入札の競争性確保

指名競争入札は競争に参加する者を指名し、その者の範囲内の価格競争により契約の相手方を定める方法である。指名競争入札には、契約手続に日数を要しないことや不誠実な者の参加を防ぐことができ安全性が高いという長所がある反面、以下のような短所があるといわれている。

- 発注者の裁量の余地が大きいため、指名の運用によっては、契約の相手が一部の者に偏重するおそれがあること（公平性の問題）
- 入札参加者が限定されるため、入札の競争性が確保されないおそれがあること（競争性の問題）

## 【現状の問題点（意見）】

< 消防設備点検業務委託 >

当該指名競争入札の実施状況を平成 19 年度と平成 20 年度の推移として示すと以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 19 年度				平成 20 年度			
	その 1	その 2	その 3	その 4	その 1	その 2	その 3	その 4
東北浅野防災設備(株)	12,075	入札参加			12,495			
能美防災(株)		9,450	入札参加		入札参加	9,450	入札参加	
ニッタン(株)			15,067	入札参加	入札参加	入札参加	14,595	
(社)仙台市防災安全協会				11,550			入札参加	11,025
その他指名業者	2社	1社	1社	1社		1社		2社

（注）当該業務委託は市内を 4 地域に分割しており、「その 1」から「その 4」は各地域ごとの契約単位を表す。また、太枠は各契約における落札金額、落札業者を表している。

以下の要素を考慮すると、当該指名競争入札に競争性が確保されているか疑問である。

- 落札率が 95% 以上であり、かつ落札業者に異動がないこと
- 平成 20 年度において、各契約とも落札業者以外に予定価格以下の入札業者がいないこと

## 【解決の方向性】

指名競争入札の実施状況について定期的な点検を行い、入札の競争性、公平性の観点からの検討、確認を行う。

入札の競争性や公平性に疑義が認められる案件については、より競争性を確保した契約方法（一般競争入札等）へ見直す。

### 3 補助金

監査対象抽出補助金一覧は以下のとおりである。

	補助事業名	交付先	決算額 (千円)	監査人の判断	
				指摘	意見
	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	81,588		
	私立学校振興補助金	私立小・中・高・特別支援学校及び外国人学校	46,300		
	水道工事開発負担金等	仙台市長 仙台市水道事業管理者	36,008		
	遠距離通学児童・生徒通学費補助金	児童・生徒の保護者	28,359		
	運動部全国・東北大会派遣補助	仙台市内の小学校、中学校又は定時制高等学校のPTA会長等	9,897		
	仙台市中学校総合体育大会共催負担金	仙台市中学校体育連盟	7,600	(3)	
	全国・東北小中学校選抜文化大会派遣補助金	仙台市内の小学校、中学校又は定時制高等学校のPTA会長等	5,187		
	地域ぐるみ生活指導連絡協議会補助金	仙台市地域ぐるみ生活指導連絡協議会会長	3,435	(3)	
	学校給食保存食用食材費負担金	学校給食調理施設を有する仙台市立学校長	3,493	(1)	
	校外指導連盟補助金	仙台市校外指導連盟会長	1,890		
	小中学校校長会・教頭会補助金	仙台市立小・中学校長会・教頭会	3,397	(2)	
		その他	9,209		
		合計	236,363		

(注) 監査対象は平成20年度における補助金(確定額)1,000千円以上の事業を抽出した。

#### (1) 負担金の合理性

負担金とは、工事や事務・事業において、法令または契約に基づいて市が支出義務を負わされ、費用の一部を負担する経費である。

#### 【現状の問題点(指摘)】

< 学校給食保存食用食材費負担金 >

当該負担金は、保存食(学校給食衛生管理の基準に基づき、原材料と調理済食品を一定期間保存するもの)の負担軽減を図るため、単独調理校の学校給食に対して支出しているものであり、交付先は学校給食調理施設を有する仙台市学校長となっている。

しかし、もともと学校給食事業の実施主体は市であり、市と学校長の間で法令または契

約に基づく当該負担金の取り決めが行われていないことから、当該公費負担を学校長に対する負担金と扱うのは不合理である。

### 【解決の方向性】

学校給食保存食用食材費を公費負担するのであれば、センター調理校と同様、需用費にて支出する。

### (2)補助事業費の審査

補助金とは、特定の事業、研究等を育成助成するために、市が公益上必要があると認めた場合に補助する経費である。補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、市では仙台市補助金等交付規則や各補助金ごとの交付要綱を定めている。

仙台市補助金等交付規則では補助事業費の審査に関して以下のように規定している。

(補助金等の額の確定等)

第 13 条 市長は、前条の規定による補助事業等の成果の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(書類の整備等)

第 21 条の 2 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、市長の定める期間保存しなければならない。

### 【現状の問題点（指摘）】

< 小中学校校長会・教頭会補助金 >

学校経営や学校教育の充実のための調査研究、研修等の事業を行う仙台市立小学校・中学校の校長会・教頭会に対し、「学校経営、学校教育に関する調査研究、研修又は会議に関する経費」を補助対象経費としている（校長会・教頭会補助金交付要綱第 3 条）。

しかし、平成 20 年度における以下の補助対象経費について、同交付要綱に定めた補助対象経費として適切かどうか確かめられなかった。

交付先	補助事業費の内容	金額(円)	保管証憑
仙台市中学校長会	研究活動費/資料代	60,000	会員からの領収書(1件 5,000円×12名)
仙台市中学校長会	部活動費/会議費	192,000	各部長(会員)からの領収書(8件)

上記補助対象経費については、補助事業等の成果に係る実績報告の審査が十分に行われずとは認められず、仙台市補助金等交付規則第 13 条の規定に反している。

また、補助対象経費に係る疎明書類の保管が不十分なのは、補助事業者における書類の整備等を定めた仙台市補助金等交付規則第 21 条の 2 の規定に反している。

### 【解決の方向性】

補助事業等の成果に係る実績報告の審査や現地調査（仙台市補助金等交付規則第 13 条）を厳正に行う。

### (3) 所管課における補助金等交付団体の財務事務

本市が補助金を交付している団体の財務事務について、所管課が事務局となってこれを処理しているケースが多く見られる。

今回の監査対象抽出補助金において、該当する団体は以下のとおりである。

No.	団体名	所管課等	備考
5,7	市内小中学校等の PTA	-	PTA からの受託により学校が事務局として関与する場合がある。
6	仙台市中学校体育連盟	八軒中学校	会長校の学校（持ち回り）
8	仙台市地域ぐるみ生活指導連絡協議会	教育相談課	
10	仙台市校外指導連盟	袋原中学校	会長校の学校（持ち回り）
11	仙台市小学校長会	-	榴ヶ岡小学校内に事務局を有する
11	仙台市小学校教頭会	桜ヶ丘小学校	会長校の学校（持ち回り）
11	仙台市中学校長会	-	五城中学校内に事務局を有する
11	仙台市中学校教頭会	六郷中学校	会長校の学校（持ち回り）

これらの団体の財務事務には本市の財務会計規定は適用されないものの、当該財務事務がルーズに流れれば、市民の信頼を大きく損なう事態にもなりかねないことから、本市の財務会計規定に準じた処理を行うのが合理的である。

### 【現状の問題点（指摘）】

< 仙台市中学校総合体育大会共催負担金（仙台市中学校体育連盟） >

補助対象事業費の印刷費のうち、プログラム印刷費 1,547,750 円について以下の不備が認められた。

- 印刷物発注の見積り合わせを行っていない。特定の印刷業者に継続発注しており、契約の競争性が確保されていない。
- プログラム印刷物に係る納品書がなく、適切な検収が行われたか確認できない。

< 地域ぐるみ生活指導連絡協議会補助金（仙台市地域ぐるみ生活指導連絡協議会） >

講師謝金 30,000 円に係る源泉徴収が行われておらず、所得税法第 204 条第 1 項第 1 号の規定に反している。

### 【解決の方向性】

団体会計事務の法令遵守を徹底する。また、団体の規則等において市の財務会計規定に準じた財務事務を行うことを明確にする。

#### 4 歳入

地方自治法では「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」（地方自治法第 210 条）と規定している（総計予算主義の原則）。総計予算主義は、市の事業予算全体を網羅的に把握するとともに、予算の執行責任を明らかにするために必要なことである。

##### (1) 学校徴収金の取扱い

学校が保護者から徴収する金銭は学校給食費と学校納付金に区分されるが、市における財務事務との関係を整理すると以下のとおりである。

区分	内訳	主な内容	市の財務事務	平成 20 年度の金額（百万円）
学校給食費	センター調理校	学校給食センター（市内 6 ヶ所）から給食提供される学校における学校給食費	公費会計	2,029
	単独調理校	単独校調理場方式の学校における学校給食費	私費会計	（推計値） 4,043
学校納付金	教材費	児童生徒個人が直接受益者となるもの（副教材費、学年費、修学旅行積立金等）		
	団体費	校長が学校関連団体（PTA 等）から会計事務を受託して取扱うもの		
	課外活動費	部活動の部費等		

このように、保護者からの学校徴収金は市の歳入歳出（＝公費会計）と扱うものと市の歳入歳出外（＝私費会計）と扱うものが混在している。

##### 【現状の問題点（意見）】

歳入の徴収及び収納の行為を行うには、市に法令または契約に基づいて発生した権利がなければならぬ。市では、学校徴収金のうち公費と扱っていない部分について、「保護者からの実費支弁の預り金の性格を有するものであり、公費や歳計外現金といった公金ではない」と位置付けているが、以下の視点からその合理的根拠が希薄である。

###### < 契約上の視点 >

保護者と学校の契約関係が明文化されておらず、いかなる根拠により学校が学校徴収金を徴収しているか不明確である。

- 学校給食費でも、センター調理校（公費会計）と単独調理校（私費会計）の間で、保護者との契約関係の相違が明らかでないこと。
- 未納給食費は平成 20 年度で 33,768 千円生じている（うちセンター調理校 22,506 千円、単独調理校 11,262 千円）が、私費会計における未納請求権者が市であることの根拠が明らかでない。しかし、未納給食費の催告は市長と校長の連名で行われており、セン

ター調理校（公費会計）と単独調理校（私費会計）に債権管理上の相違が見られないこと。

以上の状況下において、総計予算主義の観点から合理的説明付けが可能か疑問である。

< 学校教育の視点 >

学校徴収金を私費会計とする場合、任意性（民法上の契約）が前提となるため、学校教育を円滑に実施するうえで支障が出る可能性がある。

< 公平性の視点 >

学校徴収金の未納が生じた場合、私費会計では各学校会計単位の中で処理されるため、結果として未納分を適正な納付した保護者が実質負担することになる。一方、公費会計においては、未納分を公費の中で負担していることから、公平性の問題が生じている。

### **【解決の方向性】**

学校徴収金の位置付けを明確にしたうえで、市の歳入歳出外と扱う場合の財務事務上の根拠を明確にする。合理的根拠がないものについては、総計予算主義の観点から市の歳入歳出と扱う。

## 5 公有財産管理

### (1) 先行建設建物の記録不備

公有財産を適切に管理するため、公有財産台帳を整備する必要がある（仙台市公有財産規則第 35 条）。また、当該台帳に登録する価格については同規則第 36 条に規定されている。

#### 【現状の問題点（指摘）】

平成 20 年度における建物台帳の登録価格に、以下の記録不備があった。

（単位：円）

	建物台帳の金額 (A)	本来あるべき金額 (B)	差異(A-B)	差異の原因
市名坂小学校	1,373,947,050	2,066,884,073	692,937,023	1 : 182,459,364 2 : 875,396,387
高砂小学校	2,266,951,500	2,138,616,300	128,335,200	1
原町小学校	2,181,795,000	2,005,870,150	175,924,850	1
七北田小学校	1,859,315,000	1,740,812,250	118,502,750	1

#### < 先行建設建物の計上誤り > 1

上記 4 学校は財団法人仙台市建設公社が実施している学校建物の先行建設対象となっており、当該先行建設により同法人に帰属する建物分まで建物台帳の金額に含まれていることによる差異である。

#### < 建物付帯設備の計上もれ > 2

建物台帳の登録価格に含まれるべき付帯設備の金額がもれていたことによる差異である。

#### 【解決の方向性】

建物台帳の登録価格は市の関連規則に準拠して記録する。

### (2) 台帳記録もれ

市では、小中学校への太陽光発電設備の設置を推進しており、平成 20 年度末において 33 校総額 348,760 千円（買入価格）の設備を有している。

#### 【現状の問題点（指摘）】

当該太陽光発電設備が公有財産台帳に登録されておらず、公有財産台帳による管理を定めた仙台市公有財産規則第 35 条の規定に反している。

#### 【解決の方向性】

市の規則等に基づいた台帳管理を適時に行う。また、公有財産の現状調査（仙台市公有財産規則第 12 条）を適切に行う。

### (3) 寄付採納もれ

本来学校施設の整備は学校の設置者である市が行うべきであるので、保護者ないし住民に負担を転嫁してはならない経費とされている（地方財政法第 27 条の 4）。

その一方、寄付者の意思を尊重する観点から、学校施設（付帯設備を含む）の寄付を受納する場合がある。寄付採納とは、寄付申込者が市に寄付財産を与える意思を表示し、市がこれを受諾することにより成立する契約をいう。

#### 【現状の問題点（指摘）】

上杉山通小学校では、平成 19 年度に任意団体である同校同窓会より「東門オートロック（工事費 252,000 円）」の寄付がなされている。このような設置工事を伴う寄付に関して、市では「設置工事を伴う物件の寄付受入れに関する取扱い」（平成 12 年 3 月 13 日 教育長決裁）により取扱うものとされている。

しかし、当該寄付受入れに関する所定の手続が行われておらず、寄付採納手続がもれていた。

#### 【解決の方向性】

市の規則等に基づいた寄付採納手続を適時に行う。

### (4) 学級以外へ一時転用している教室の有効活用

少子化の進展により、従前の児童生徒数を前提に建設された学校施設では、実学級数を上回る数の普通教室が生じている。各学校では、こうした教室の一部を改修あるいはそのままの形で、有効活用を進めている。

仙台市立小中学校における当該教室の活用状況は以下のとおりである。

	小学校	中学校	主な活用内容
学校数	126	63	
教室整備数	2,493	1,186	
学級以外へ一時転用している教室	473	266	
内訳：			
特別教室	70	47	
多目的スペース	9	16	
管理スペース	78	39	会議室、学校開放等
資料室	22	17	
倉庫	3	5	
学習スペース	242	136	少人数学習
杜の広場	10	-	
目的外使用許可	39	6	マイスクール（児童館）、防災備蓄、アフタースクール等

出所：教育局作成資料（平成 21 年 8 月 20 日現在）

（注）東北大学病院分校を除く

### 【現状の問題点（意見）】

学級以外へ一時転用している教室の活用状況で一番多いのは「学習スペース」である。市の説明によると、学習スペースは本市の施策として力を入れて取り組んでいる「少人数学習」の場として有効活用しており、理想的な設置の目安として「1学年に1教室」を想定している、とのことである。

学習スペースの設置状況を学校別に区分すると以下のとおりである。

	小学校	中学校
ゼロの学校数	50	20
1学年に1教室までの学校数	71	27
1学年に1教室を超える学校数	5	16
合計	126	63

学習スペースの設置状況は各学校によりばらつきが見られるが、各学校の個別事情（施設上の制約、少人数学習の実施方法等）によるものと思われる。

しかし、学習スペースの手当が設置の目安を超えている学校は、もともと学級以外へ一時転用している教室が多い傾向にあることから、学習スペースとしての活用が有効な活用といえるか疑問が残る。

### 【解決の方向性】

学級以外へ一時転用している教室の活用状況を的確に把握する。

平成18年の地方自治法改正により、行政財産の貸付け範囲が拡大された趣旨を踏まえ、学級以外へ一時転用している教室の一層の有効活用の可能性を検討する。

## 6 物品管理

物品管理とは、市の所有に属する物品及び使用のために保管される物品（借用物品）の管理である。仙台市会計規則では物品管理について以下の規定がある。

- 購入物品等の関係帳簿への登記（第 105 条）
- 物品の保管転換（第 106 条）
- 使用中の物品の整理（第 109 条）
- 備品現物への整理票の貼付等による備品の整理（第 111 条）
- 物品の不用報告と不用の決定（第 112 条）

### (1) 備品管理の不備

#### 【現状の問題点（指摘）】

備品管理簿と現物の照合が整理途上のため、備品管理簿の正確性が必ずしも確保されていない。（仙台高等学校、仙台商業高等学校）

また、往査対象学校において、サンプルベースで備品管理簿と現物を照合した結果、以下の不備が発見された。

学校名	品名	保管場所	取得額	取得年月	不備の内容
高砂小学校	教育用コンピュータ一式	-	3,597,930	H11.3	不用品報告（仙台市会計規則第 112 条）が適時に行われていない。
	ビデオカメラ（SONY DCR-SR62）	通級指導教室	62,790	H19.12	備品現物への整理票の貼付なく、管理簿との照合ができない。
	コンピュータ 1 台	通級指導教室	管理簿の記録なし	-	備品現物への整理票の貼付ない。また、寄附物品でありながら、寄附採納手続がもれている。
	電源装置 11 台	理科室	308,000	H9.7	備品現物への整理票の貼付ない。また、現物は 10 台であり、管理簿と一致しない。
	電源装置 3 台	理科室	管理簿の記録なし	-	備品現物への整理票の貼付ない。管理簿への記録がもれている。
向陽台中学校	コンピュータ 2 台	職員室	管理簿の記録なし	-	備品現物への整理票の貼付ない。管理簿への記録がもれている。
	剣道防具一式（教師用）	武道場	43,200	S59.8	備品現物への整理票の貼付なく、管理簿との照合ができない。
将監東中学校	電気洗濯機	技術家庭教室	59,740	H6.10	備品現物への整理票の貼付なく、管理簿との照合ができない。
	ピアノ	音楽室	1,425,900	H15.3	

## 【解決の方向性】

学校においては管理対象備品が多くなる点を踏まえ、定期的に備品の現物調査を行い、管理簿の記録の正確性を確かめる。学校における備品現物調査の実効性を確保するためには、管理簿を電子化することが合理的である。

## (2) 図書管理の不備

学校図書館の活性化のためには、新鮮で利用価値のある図書資料を児童・生徒に提供することが望ましい。このためには、図書の払出しと点検を適時に実施する必要がある。

図書の払出しとは、「図書原簿に登録して受け入れた図書を除籍して、蔵書ではなくすること」であり、学校図書館における払出しは主に以下の事由によるものである。

- 廃棄（記述されている内容・資料等が古くなり利用価値の失われたもの）
- 毀損（汚損や破損がひどく、修理不能）
- 亡失（災害、利用者等による紛失）

平成 20 年度の小中学校における図書の蔵書数の状況は以下のとおりである。

	学校数	蔵書数 (冊)	廃棄数 (冊)	廃棄数ゼロ の学校数	廃棄数ゼロの 学校割合
小学校	123	1,235,301	14,535	41	33%
中学校	63	817,193	4,744	34	54%

図書の払出しの目安として、市では「学校図書館図書廃棄規準」（全国学校図書館協議会制定）を参照し、各学校で廃棄規準を設けて蔵書の払出しと点検を実施するよう指導している。

### 【現状の問題点（指摘）】

今回の往査対象小中学校における図書廃棄数等の状況は以下のとおりである。

	廃棄数（冊）		平成 20 年度 蔵書数（冊）	平成 20 年度図 書充足率（％）
	平成 19 年度	平成 20 年度		
上杉山通小学校	100	157	12,415	103.9
高砂小学校			10,964	103.8
広瀬小学校	145		14,694	141.8
八乙女小学校			12,583	116.9
長町南小学校	13	134	13,248	123.1
七郷中学校	3		12,381	106.0
向陽台中学校	794		12,625	103.8
将監東中学校	156		10,904	97.3

出所：教育局作成資料

（注）「図書充足率」は文部科学省が定めている「学校図書館図書標準」（学級数に応じて標準蔵書数を定めたもの）への充足状況を示している。

平成 20 年度における廃棄数ゼロの学校（6 校）では明確な廃棄規準を有しておらず、図書の管理として不適切である。

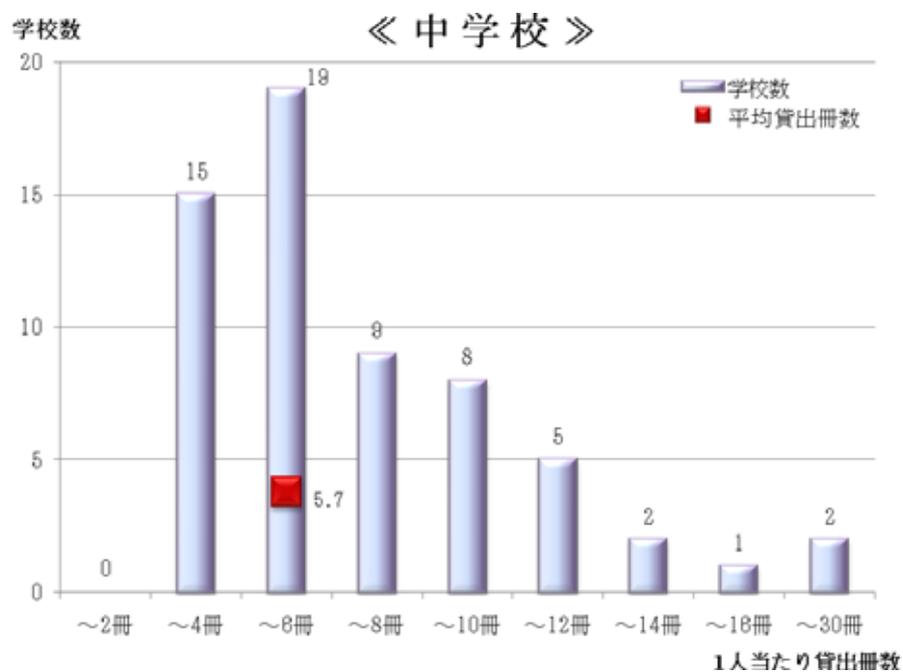
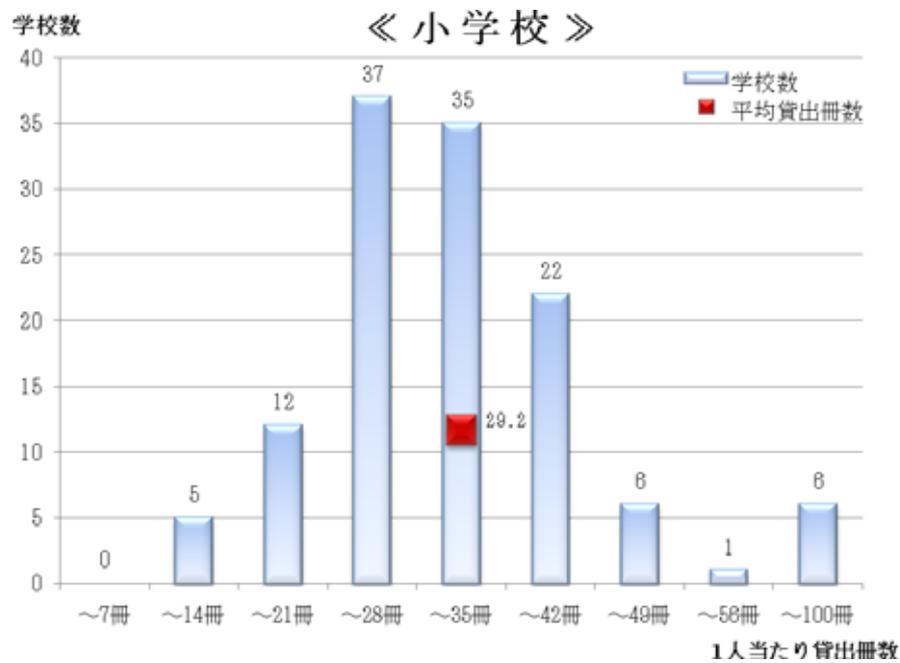
### 【解決の方向性】

「学校図書館図書廃棄規準」（全国学校図書館協議会制定）を参考に、図書の廃棄規準を明確にする。

また、教育局では毎年、学校図書館の蔵書数等の調査を行っていることから、調査結果を踏まえ、学校に対する指導監督を適時に行う。

### (3) 学校図書の有効利用

平成 20 年度における市立小中学校の児童・生徒 1 人当たり貸出冊数の分布状況は以下のとおりである。



### 【現状の問題点（意見）】

上記グラフのとおり、個々の学校によりばらつきが見受けられる。教育局では、各学校より定期的に学校図書の利用状況データを収集しているが、当該データの分析・検討・活用が十分に行われていない。例えば、児童・生徒1人当たり貸出冊数が少ない学校に関する原因分析が十分行われておらず、学校図書を有効利用するための検討に活用されていない。

### 【解決の方向性】

学校図書の利用状況データの分析（例えば、児童・生徒のニーズへの対応、学校図書の有効利用に関する学校側の取組み状況等）を行い、教育局としての対応（学校に対する指導ないし支援）が必要かどうかの検討に活用する。

### (4)切手管理の不備

学校で必要とする切手の管理は「切手、乗車券等出納兼請求払出簿」により行われている。

また、市では学校で使用する切手を教育局が一括購入のうえ各学校に現物支給しており、各学校が直接切手購入しないのが原則的な運用とされている。

### 【現状の問題点（指摘）】

今回の往査対象学校のうち、以下のような切手管理の不備が発見された。

学校名	不備の内容	関連規定
上杉山通小学校	年間使用額（71,820円）に対して、年間購入額（116,000円）や期末残高（228,290円）が多く、過剰に切手を保管している。	
上杉山通小学校	出納簿への受払い記録が適時に行われていない。	仙台市会計規則第105条
広瀬小学校	切手の保管転換（総額46,500円）に係る受入通知の確認が行われていない。	仙台市会計規則第106条
八乙女小学校	物品管理者（学校長）による出納簿と現物の照合点検が行われていない。	

### 【解決の方向性】

市の関連規則等に準拠して切手管理を行う。

## 7 私費会計

「第2 監査対象の概要 2(5) 私費会計の概要」に記載のとおり、学校における私費会計に多額の事業費が存在している。

今回の包括外部監査では、学校に対して教育委員会が指導助言する権限と責任を有していることを考慮し、以下の監査着眼点より私費会計に係る監査手続を実施した。

- 公費会計と私費会計の区分は適切に処理されているか
- 私費会計の管理に係る指導が適切に行われているか

市では、仙台市立学校が取扱う学校納付金の会計事務を適正かつ効率的に処理するとともに、その透明性を確保することを目的に「仙台市学校納付金取扱要領」を定めている。

また、学校納付金の具体的な事務については、「学校納付金取扱事務の手引き」によるものとされている。「学校納付金取扱事務の手引き」は、学校納付金に関する標準的な事務処理を定めており、学校納付金取扱いに係る留意事項として以下のように規定している。

### 13. 学校納付金取扱いに係る留意事項（まとめ）

- (1) 公金に準じた取扱いを行い、保護者からの信頼を損なうことのないよう適正、的確な事務処理を行うこと。
- (2) 予決算事務・収支事務・出納事務等は、複数の担当者を配置し、相互牽制体制を確立すること。
- (3) 予算・決算事務、収入・支出（支払・出納）事務、物品購入・管理事務等において、校長までの決裁を受けること。
- (4) 一会計年度の支出は、当該年度の収入（前年度繰越金含む）をもって整理すること。（会計年度の独立）
- (5) 校長は、年度途中及び年度末に会計検査（内部検査）を実施し、徴収金取扱い事務が適正に執行されているかを確認すること。
- (6) 予算及び決算については、保護者に必ず周知し、関係団体会計については、議決あるいは承認を得ること。（透明性及び公開性の確保）
- (7) 出納は、やむを得ない事由がある場合を除き金融機関を経由して行うこと。
- (8) 物品購入等の事務処理については、公費における事務処理に準じて行うこと。
- (9) 納付金額の設定、購入物品の内容等について、前年の例にとられることなく常に適正な取扱いに心がけること。
- (10) 予算の編成及び執行にあたっては、保護者の負担軽減に配慮すること。（私費負担の軽減）
- (11) 学校納付金に係る関係書類は、各会計・項目区分ごとに整理番号を付して編綴し、紛失することのないように保存管理すること。

## (1) 会計証憑管理の不備

学校に管理責任のある会計であるなら、学校にて会計帳簿や証拠書類等の整備、保管を適切に行うことが求められる。

この点につき、学校納付金について市では「年度末をめどに、すべての学校納付金帳票類を一括保管し、過年度分と併せて5年間保管管理をする」（学校納付金取扱事務の手引き）とされている。

### 【現状の問題点（意見）】

今回の往査対象学校において発見された会計証憑管理の不備は以下のとおりである。

学校名	会計	不備の内容
広瀬小学校	野外活動費	保護者への決算報告書以外の会計証憑が保管されていない。
	修学旅行費	保護者への決算報告書以外の会計証憑が保管されていない。
七郷中学校	雑会計	預金通帳を含む会計証憑が保管されていない。
向陽台中学校	修学旅行会計	往査時に会計証憑の一部が保管されていなかった。
将監東中学校	修学旅行会計	往査時に会計証憑の一部が保管されていなかった。
仙台商業高等学校	3学年費	預金通帳の一部が破棄され、会計証憑として保管されていない。

なお、修学旅行費については学校納付金に含まれない場合も考えられるが、今回の往査対象学校においては、学校の下記事項への関与状況を考慮し、学校納付金に含まれるものと判断した。

- 修学旅行業者の選定
- 保護者への徴収金額等の通知
- 保護者への決算報告

### 【解決の方向性】

「学校納付金取扱事務の手引き」に準拠し、学校納付金帳票類を適切に作成、保管する。

## (2) 受託事務の不備

学校納付金のうち、団体費については本来的には各団体の責任において管理を行うべき事務であり、学校の本来業務ではないものである。しかし、実際には各学校の事情に応じて、当該団体から事務の委託を受けたものについて、学校にて団体費の管理を行っているケースが多く見受けられる。

この点につき団体費は「学校納付金のうち、PTA 会費、同窓会費、教育振興会費、部活動後援会費その他の名目の経費で学校等の支援等を目的とした任意団体がその設立趣旨に則った活動を行うための経費で、かつ、校長が当該団体の長から会計事務の委託を受け、職務として取扱う経費をいう。」（仙台市学校納付金取扱要領第2条第4号）と規定されている。

## 【現状の問題点（意見）】

### < 受託業務の文書化 >

学校において経理業務を含む団体業務に関与することに一定の必要性は認められるものの、当該団体から受託された業務の範囲が文書等により明確に定められていない。

人事異動による担当責任者の交代や年度により受託内容の範囲が変わる等があるため、受託業務の内容を明確に書面にしておくことは、想定外のトラブル防止にもつながるものと思慮する。

例えば、以下のように会計業務の一部のみを受託しているケースも見受けられる。

学校名	関連団体	部分的な受託内容
向陽台中学校	PTA	定期預金通帳管理を除いた全ての経理業務
将監東中学校	PTA	会費の収納業務のみ

受託者である学校側の管理責任の範囲が不明確なまま受託業務を行うことは、あいまいな業務処理を生む原因ともなりうるため不適切である。

### < 預金口座の名義 >

団体費は各団体の財産に帰属するものであるから、特段の取決めがなければ、預金口座は代表者の名義で管理するのが合理的である。

しかし、以下の団体費会計の預金口座については当該団体の代表者以外の名義になっている。

学校名	預金口座名義に不備が認められる団体費会計
広瀬小学校	教育振興費
八乙女小学校	同窓会費
長町南小学校	PTA 協議会会費、教育振興費、夏季休業中プール運営費、施設開放、同窓会費
七郷中学校	PTA 会費、PTA 基金、文化体育振興会費（市・県）、文化体育振興会基金（東北・全国）、同窓会費
向陽台中学校	PTA 会費、後援会費、施設開放、プール開放、地域ぐるみ育成会、同窓会
将監東中学校	体育文化後援会費遠征基金、同窓会費
仙台高等学校	PTA 会計、生徒会会計、教育奨学費会計、遠征費会計、PTA 外部模試等会計、部活動後援会会計
仙台商業高等学校	父母教師会、体育文化活動奨励費、後援会、後援会基本会計積立金、商業教育振興会、商業教育振興会近代化設備積立金、商業教育振興会仙商紀要発行積立金、生徒会、奨学金、同窓会

関連団体の財産管理の観点から、明確な根拠がないまま代表者以外の名義で預金管理を行うことは不合理である。

## 【解決の方向性】

関連団体の業務や財産管理は本来当該団体が行うことであるとの認識を踏まえ、学校が受託業務を行う根拠とその範囲を文書にて明確にする。

また、明確な根拠がなければ、関連団体の銀行口座の名義は団体代表者名義とする。

### (3) 会計事務の不備

「学校納付金取扱事務の手引き」では、学校納付金取扱いに係る留意事項の一つとして「公金に準じた取扱いを行い、保護者からの信頼を損なうことのないよう適正、的確な事務処理を行うこと。」とされている。

#### 【現状の問題点（意見）】

今回の往査対象学校において発見された会計事務の不備は以下のとおりである。

学校名	会計	不備の内容
高砂小学校	PTA 職員会計	非常勤嘱託職員の給与に係る源泉徴収（所得税法第 185 条）もれ
	社会学級会計	講師謝礼（5 件 29 千円）に係る源泉徴収（所得税法第 204 条第 1 項第 1 号）もれ
	PTA 会費	事業費（地区部費 140,000 円）の用途確認が行われていない。
	PTA 会費	PTA の OB 会出席の懇親会費( 30,000 円 )が渡し切りになっており、実費精算されていない。
	PTA 振興費	当該会計に係る予算承認がないまま、以下のような支出が行われている。 携帯電話料金 62 千円 離任式花代 24 千円 耕運機購入費 178 千円
	プール開放会計	プール監視員（2 名 254,600 円）への支出が個人別ではなく、代表者 1 名にまとめて支出している。
七郷中学校	給食費	未納金残高に 4,332 円の不明差異が生じている。
向陽台中学校	PTA 会費	地区懇談費用（9 地区 43 千円）が担当教員への渡し切りになっており、経費精算されていない。
	PTA 会費	講師謝礼（1 件 10,000 円）、地区懇談補助（25 名総額 30,000 円）に係る源泉徴収（所得税法第 204 条第 1 項第 1 号）もれ
将監東中学校	学校給食費	平成 21 年 3 月分の業者への支払が遅れており（1 件 305 千円）、政府契約に係る支払遅延防止法第 6 条第 1 項の規定に反している。
仙台高等学校	部活動費（吹奏楽部）	講師謝礼（40 件 547 千円）に係る源泉徴収（所得税法第 204 条第 1 項第 1 号）もれ
	高等学校開放講座	講師謝礼（1 件 20 千円）に係る源泉徴収（所得税法第 204 条第 1 項第 1 号）もれ
仙台商業高等学校	3 学年費	預金口座が担当教員名義であり、管理責任者（校長）と相違している。
		原稿用紙代（27 千円）に係る納品書、請求書の日付が空欄、領収書がない。
	校外活動運営費	小口現金 300 千円が支出処理され、簿外資産になっている。
	同窓会	同校後援会に対する寄付 1,700 千円について、同窓会の決裁手続きが行われていない。

#### 【解決の方向性】

一層の実効性のある会計検査ないし監査を実施する。

#### (4)公費・私費の負担区分

義務教育費は無償が原則であり（憲法第26条、教育基本法第3条、第4条、学校教育法第6条）、また、保護者ないし住民に負担を転嫁してはならない経費（換言すると、国または設置者が費用を負担しなければならない経費）あるいは保護者ないし住民の負担にできる経費については、以下の関連法令がある。

区分	経費の内容	関連法令
保護者ないし住民に負担を転嫁してはならない経費	建物、施設・設備の整備及び維持修繕に関する費用	地方財政法
	教職員の給与及び旅費等に関する費用	地方財政法、義務教育費国庫負担法
	学校図書館の運営に関する費用及び図書購入費	学校図書館法
	保健室の運営に関する費用	学校保健法
	学校給食の施設・設備、人件費、光熱水費等の食材費を除く運営に関する費用	学校給食法
	教科書の購入に要する費用	教科書無償給与法
保護者ないし住民の負担にできる経費	通学に要する費用、教科書を除く学用品、修学旅行に要する費用、校外学習に要する費用、クラブ活動に要する費用	就学援助法
	学校給食の食材費	学校給食法
	公有財産とならないで私的所有者物になる費用	地方財政法

これを受け、市では公費・私費の負担区分について以下のように整理している。

私費負担とすべき経費	1 児童・生徒個人の所有物で、学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの	教科共通 学校ノート、鉛筆、消しゴム、下敷き、三角定規、はさみ、コンパス、筆入れ、物差し、カッターナイフ等 国語 習字用具一式、国語辞典、漢和辞典等 図工(美術) 水彩用具一式、クレパス等 英語 英和辞典、和英辞典等 算数(数学) 算数セット等 技術家庭 裁縫用具一式、刺繍用具一式、編み物用具一式 保健体育 運動用被服、水泳着、運動帽等 音楽 ハーモニカ、リコーダー等 部活動 ユニフォーム、運動用靴、個人の用具等
	2 児童・生徒個人の所有物で、学級、学年、特定の集団の全員が個人用の教材教具として使用するもの	準教科書、副読本、資料集、地図帳(白地図)、ワークブック等
	3 教育活動の結果として、その教材教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものにかかる経費	実験実習材料 キット類、彫刻材料、焼き物材料、木工材料、裁縫材料、刺繍材料、編み物材料、調理実習材料等(成果品が児童・生徒に直接還元されるもの) 校外活動 遠足、社会見学、修学旅行等 視聴覚教育 映画鑑賞、音楽鑑賞、演劇鑑賞等 保健費 日本スポーツ振興センター共済掛金 卒業諸費 卒業記念アルバム、文集、茶話会等 児童・生徒会 児童・生徒の自主的な活動に要する経費 部活動 その他の諸費 ファイル、文集、連絡袋、名札、校章、記念写真、おやつ等
	4 PTA、同窓会、後援会等私的団体の活動に要する経費	PTA 会費、同窓会費、後援会費、夏季休暇中のプール運営費等
	5 給食費	
公費負担とすべき経費	1 学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費	
	2 その他管理、指導のために要する経費	

出所：「学校納付金取扱事務の手引き」

## 【現状の問題点（意見）】

義務教育は無償であり、学校の教育活動が国の基準としての学習指導要領に基づいて行われているのであるから、学習指導要領で示されている指導内容に必要な教材費は本来、公費負担とすべきであると考えます。

以下の支出は学校納付金として私費負担とされているが、「学校納付金取扱事務の手引き」等での規定が明確でなく、保護者負担として適切といえるか疑問である。

### < 小学校の単元テスト代 >

仙台市立小学校では単元テストを教員が作成せず、専門業者から購入しており、当該費用を私費負担（教材費）と扱っている。市の説明によると、単元テストは副教材費の性格を有しており、児童の学習レベルを確認するものであるから、これに要する経費は児童（ないし保護者）が直接受益者となる経費に該当する、とのことである。

しかし、以下の観点から単元テスト代を私費負担と扱うことには疑問が残る。

- 単元テストの実施は、児童の学習レベル確認のみならず、教員の授業方法を振り返るための重要な情報を提供するものであるから、児童（ないし保護者）の受益面だけを強調するのは不合理であること。
- 単元テストは教員が作成できるものであり、実際、中学校の単元テストでは教員が作成している場合もある。単元テストを教員作成とするか業者購入とするかは教員（ないし学校）の裁量と考えられるが、単元テストの業者購入には教員業務の負担軽減効果を有することを考慮すると、単元テスト代の私費負担は教員人件費の公費負担との均衡を欠いていること。

### < 人件費の負担 >

私費会計で負担している人件費に以下のような支出が発見された。

学校	会計	支出内容
仙台商業高等学校	父母教師会	団体費で給与等（1名1,085千円）を負担している団体職員が学校業務にも従事している。

当該職員は父母教師会に関わる業務のほか学校業務にも従事しているのであるから、当該職員の給与等をすべて団体費にて負担するのは不適切である。

### < 高等学校における負担区分 >

公費・私費の負担区分を定めた「学校納付金取扱事務の手引き」では、義務教育と高等学校の間で、公費・私費の負担区分ルールを区別していないため、負担区分に関する基本的考え方は共通とされている。

しかし、義務教育と比較して、高等学校では公費会計より私費会計の財政的な割合が高いことから、公費・私費の負担区分の運用に相違が見受けられる。

例えば、公費・私費の負担区分の根拠が不明確なものとして、以下のような事例があり、「学校納付金取扱事務の手引き」と整合した公費・私費の負担区分の運用が行われているといえるか疑問が残る。

学校	経費の内容	公費・私費の負担方法
仙台高等学校	校舎内清掃費（シルバー人材センターへの支払）	全額私費負担
仙台商業高等学校	コピー機のリース料	1階事務室のみ公費負担、その他は私費(PTA)負担
	バドミントン支柱購入費	支柱8組のうち6組は公費負担、2組は私費負担

#### 【解決の方向性】

公費・私費の負担区分の現状調査を行い、保護者負担軽減の観点から負担区分見直しの必要性がないか検討する。私費負担のうち金額的重要性のある項目については、経費事例別負担区分表に補正または追記する。

また、義務教育と高等学校の間で負担区分の運用に相違が認められる場合、経費事例別負担区分表を「義務教育」と「高等学校」に分けるのが合理的である。

## (5)未納金管理の不備

私費会計の多くは実費負担的な性質を有するため、未納金の発生は結果的に他の児童・生徒に負担転嫁され、公平性の問題が生じる。よって、未納金が生じた場合、適時に催促を行い、未納金管理を適切に実施する必要がある。

市における未納金管理の実施状況は以下のとおりである。

項目		区分	教育局への報告	不納欠損処理
学校給食費	単独調理校	私費	有	会計規則に準じて処理
	センター調理校	公費	有	会計規則に基づく処理
学校納付金		私費	無	各学校の判断による

学校納付金の未納金管理は各学校の判断に委ねられており、学校給食費で実施しているような教育局による管理は行われていない。

往査対象学校における未納金等の状況（平成20年度）は以下のとおりである。

（単位：円）

学校名	学校納付金		
	発生額	未納残高	不納欠損
上杉山通小学校	42,760	92,880	-
高砂小学校	不明	不明	-
広瀬小学校	-	-	-
八乙女小学校	24,400	32,800	21,600
長町南小学校	452	14,388	-
七郷中学校	82,880	459,005	-
向陽台中学校	34,000	不明	-
将監東中学校	99,890	不明	-
仙台高等学校	75,700	75,700	-
仙台商業高等学校	113,820	484,170	-

### 【現状の問題点（意見）】

学校給食費と異なり、以下の点において学校納付金の未納管理が十分に行われていない。

- 未納金残高が不明な学校がある。
- 不納欠損処理の手続が不明確であり、学校長による承認の証跡が残されていない。

### 【解決の方向性】

学校納付金についても学校給食費に準じた未納金管理を行う。

## (6)決算報告の不備

校長は保護者に対して学校納付金に係る決算報告を行う必要がある（仙台市学校納付金取扱要領第 11 条第 2 項）。また、学校納付金については、「予算及び決算については、保護者に必ず周知し、関係団体会計については、議決あるいは承認を得ること。」（学校納付金取扱事務の手引き）とされている。

### 【現状の問題点（意見）】

今回の往査対象学校において、以下のような決算報告の不備が発見された。

#### < 学校給食費 >

単独調理校について、保護者への決算報告が行われていない。

#### < 学校納付金等 >

以下の会計について、保護者等への決算報告が行われていない。学校納付金については仙台市学校納付金取扱要領の規定に準拠していない。

学校名	決算報告の不備が認められる会計	
	学校納付金	その他
上杉山通小学校	教材費（1年～6年）、児童活動費、卒業諸費、同窓会費	施設開放会計
高砂小学校	PTA 振興費、同窓会費	施設開放会計
八乙女小学校	同窓会費	
長町南小学校	PTA 協議会会費、同窓会費	施設開放
七郷中学校	同窓会費	施設開放、雑会計
向陽台中学校	家庭科実習費（1年～3年）、派遣基金、PTA 会費（周年事業準備資金残高1,005,442円の記載もれ）、同窓会	
将監東中学校	美術教材費、家庭科教材費、体育文化後援会費遠征基金、生徒手帳代、生徒手帳写真代、合唱コンクールバス代、歩く会バス代、学校誌代、同窓会費	施設開放
仙台高等学校	部活動後援会会計	
仙台商業高等学校		奨学金、雑会計

### 【解決の方向性】

仙台市学校納付金取扱要領の規定に基づき、保護者への決算報告を適切に行う。  
また、給食費等の決算報告の取扱いを明確にする。

## 学校経理の透明性確保と市民への説明責任（意見）

学校における財務事務では、公費以外にも多額の私費会計を有していることが大きな特徴である。これら私費会計の財源の大半は保護者から徴収されたものであり、市立学校に対する保護者からの信頼を基礎としていることから、市立学校としては保護者の負担軽減や適正な学校経理管理に十分注意を払う必要がある。

しかし、市立学校の私費会計では最近、以下のような学校経理事務の不祥事が生じていることから、学校経理の信頼回復が喫緊の課題となっている。

発生した問題		教育局の対応	
平成 18 年 2 月	学校事務長により、平成 13 年度～16 年度までの 4 年間で学年費等の教育活動費総額 7,750 千円を横領（図南萩陵高校）	平成 18 年 2 月	市立学校全校を対象とした学校納付金の実態調査
		平成 18 年 4 月	「仙台市学校納付金取扱要領」の整備
平成 20 年 2 月	教頭による PTA バザー収益金等の横領（長命ヶ丘小学校）	平成 20 年 2 月	市立学校全校を対象とした同様の会計（雑会計）の実態調査と学校への指導徹底

このような問題を踏まえ、教育局では学校経理事務の改善に取り組んでいるところではあるが、今回の包括外部監査の過程で発見された問題点に基づく現状認識及び仙台市が取り組むべき課題を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

現状認識	取り組むべき課題
個々の学校により、経理事務の管理にバラつきが見られ、市立学校全体として一定の管理水準が確保されていない。	管理監督者の積極的な関与
	事務職員のスキル向上
	チェック機能の充実

### (1) 管理監督者の積極的な関与

管理監督者である学校長においては、自ら果たすべき役割を十分認識して、関係職員に対し必要な指示及び監督を行い、適正な財務事務を実現するための事務体制の整備に積極的に関与する必要がある。具体的には、以下の点に留意する必要がある。

- 市が定めた要領等に基づいた経理事務が行われているかの自己点検を行い、不備と認められる事項があれば、適時に必要な改善措置を講じる。
- 学校の管理下にある会計は学校納付金以外に広範に及ぶため、網羅的に管理できる仕組みを整備する。このためには、個々の会計単位ごとに独立した会計管理を行うより、学校の事務室にて一元管理する仕組みを整備するのが合理的である。
- 学校経理事務の職務分掌（教員と事務室職員の役割分担）の適正化を図る。教員が本来の職務に専念するためには、教員の経理事務への関与を極力少なくすることが合理的である。

## (2)事務職員のスキル向上

学校経理には固有の事務処理が多く見られ、学校経理事務としての一定の専門的スキルが求められる業務である。したがって、当該業務に直接従事する事務職員の専門的スキルを高める必要があり、具体的には以下の点に留意する必要がある。

- 事務職員の日常業務の点検や指導・助言する仕組みを充実させる。例えば、グループ管理（複数校の事務職員によりグループ管理を行う仕組み）の導入を検討する。
- 事務の効率性・有効性を高めるための業務改善を推進できるよう、事務職員を対象とした研修機会を充実させる。

## (3)チェック機能の充実

適正な学校経理事務を行うためには学校内での自己点検の他、学校以外の者によるチェックが有効に機能する必要がある。

市立学校の学校経理に係るチェック機能を整理すると以下のとおりである。

区分	実施状況とチェック機能としての制約
保護者等による監査	学校納付金が適正で公正に執行されているか、各会計単位で保護者の代表者等による監査を実施している（通常は年1回）。学校経理の精通者が監査を行うとは限らないため、十分な監査が行われないおそれがある。
教育局による学校経理調査	年間約40校を対象に現地調査を実施している（1校当たり約2時間程度）。公費のみならず、学校納付金等も調査対象としているが、調査担当の人員配置によっては、十分な調査や指導が行われないおそれがある。
会計室による検査	年間約50校を対象に物品管理等の事務検査を実施している（1校当たり約1～2時間程度）。検査範囲は公費に限定される。
監査委員監査	教育局の監査は3年に一度、学校往査（数校を対象）を含めて実施している。市全体の監査制度のため、学校経理のチェック機能として本来的に制約がある。

個々の学校により、経理事務の管理にバラつきが見られる現状を踏まえると、教育局による学校経理調査の充実が必要であり、具体的には以下の点に留意する必要がある。

- 学校の管理下にある会計は学校納付金以外に広範に及ぶため、学校経理調査の範囲が適切かどうか確認のうえ、調査を行う。
- 学校経理調査の結果、判明した財務事務の不備について、改善措置のフォローアップを徹底する。
- 学校経理事務の適切性や効率性を高めるための指導・助言機能を発揮する。

## 添付資料 学校別経理の明細

### < 往査対象学校 >

仙台市立上杉山通小学校  
仙台市立高砂小学校  
仙台市立広瀬小学校  
仙台市立八乙女小学校  
仙台市立長町南小学校  
仙台市立七郷中学校  
仙台市立向陽台中学校  
仙台市立将監東中学校  
仙台市立仙台高等学校  
仙台市立仙台商業高等学校

### < 学校経理の範囲 >

学校が管理している会計で、公金及び公金に準じたもの一切を対象（ただし、教職員親睦会のような私的活動のための任意団体の会費を除く）として、各学校が作成したものである。なお、仙台市立仙台高等学校では学校納付金（課外活動費）に該当する部活動費会計を多数有しているが、便宜上、弓道部と吹奏楽部のみを記載対象とした。

学校名： 仙台市立上杉山通小学校

(単位:円)

	会計の種類	経理区分 (会計区分)	預金口座 の名義	H20 収入額	H20 支出額	翌年度 への 繰越額	H21.03.31 現在現金預金 の実際残高	保護者以外からの 収入 (主な内容と金額)	決算の 報告方法	備考
1	学校給食費 (センター校)	給食費	校長	33,029,236	33,029,121	115	115	就学援助給食費 956,200 職員等 1,546,875		
2	教材費	1年教材費	校長	1,853,920	1,853,920	0	0		保護者監査	
3	教材費	2年教材費	校長	1,214,183	1,214,183	0	0		保護者監査	
4	教材費	3年教材費	校長	1,948,550	1,948,550	0	0		保護者監査	
5	教材費	4年教材費	校長	1,831,937	1,831,937	0	0		保護者監査	
6	教材費	5年教材費	校長	2,496,782	2,496,782	0	0		保護者監査	
7	教材費	6年教材費	校長	1,373,098	1,373,098	0	0		保護者監査	
8	教材費	特別支援学級	校長	46,000	46,000	0	0		保護者にプリン トで	
9	教材費	児童活動費	校長	567,568	276,385	291,183	291,183		PTA 監査	
10	教材費	野外活動	校長	592,010	591,998	0	12		保護者にプリン トで	残金 12 円は、 教材費へ
11	教材費	修学旅行	校長	1,995,300	1,995,300	0	0		保護者にプリン トで	
12	教材費	卒業諸費	校長	1,757,100	1,757,100	0	0		保護者監査	
13	団体費	PTA	PTA 会長	3,937,946	3,201,454	736,492	736,492	職員等 165,000 運営費助成金 (PTA 協議会) 220,000	学年総会時に 報告 (決算書を配 付)	
14	団体費	施設開放	委員長 (PT A 会長)	75,750	75,750	0	0	仙台市から委託料 75,750 円		
15	団体費	同窓会費	同窓会会長	74,400	0	74,400	74,400		同窓会監査	
16	その他	スポーツセンター 掛金	校長	386,860	386,860	0	0		納付通知書兼 領収書をもって 校長に報告	
17	その他	就学援助費	校長	2,072,772	2,072,772	0	0	仙台市から就学援 助費		
18	その他	県費職員給与	事務職員	31,019,821	31,019,821	0	0	宮城県から県費職 員給与		
19	その他	市費職員給与	校長	4,891,996	4,891,996	0	0	仙台市から市費職 員給与		
20	その他	パート職員給与	校長	9,000	9,000	0	0	仙台市職員互助 会から外部公所厚 生費		

学校名： 仙台市立高砂小学校

(単位:円)

	会計の種類	経理区分 (会計区分)	預金口座 の名義	H20 収入額	H20 支出額	翌年度 への 繰越額	H21.03.31 現在現金 預金の 実際残高	保護者以外からの 収入 (主な内容と金額)	決算の報告方法	備考
1	学校給食費 (単独調理校)	給食費	校長	25,634,126	25,267,246	366,880	2,456,394	給食援助費 1,695,825 生活保護費校長払 分 195,075 教職員分 1,807,200	健康教育課に提 出	3.31 残高と繰越額 の差異 出納閉鎖期間での 支払いが残っている ため
2	教材費	1 学年学年費	校長	69,942	69,942	0	0		決算書を保護者 宛に通知	
3	教材費	2 学年学年費	校長	91,367	91,367	0	0		決算書を保護者 宛に通知	
4	教材費	3 学年学年費	校長	77,124	77,124	0	0		決算書を保護者 宛に通知	
5	教材費	4 学年学年費	校長	71,430	71,430	0	0		決算書を保護者 宛に通知	
6	教材費	5 学年学年費	校長	81,631	81,631	0	0		決算書を保護者 宛に通知	
7	教材費	6 学年学年費	校長	78,410	78,410	0	0		決算書を保護者 宛に通知	
8	教材費	なかよし学年費	校長	6,600	6,600	0	0		決算書を保護者 宛に通知	
9	教材費	1 学年教材費	校長	781,666	781,666	0	0		学年だより	
10	教材費	2 学年教材費	校長	1,076,077	1,076,077	0	0		学年だより	
11	教材費	3 学年教材費	校長	1,071,390	1,071,390	0	0		学年だより	
12	教材費	4 学年教材費	校長	1,012,678	1,012,678	0	0		学年だより	
13	教材費	5 学年教材費	校長	1,016,144	1,016,144	0	0		学年だより	
14	教材費	6 学年教材費	校長	1,107,704	1,107,704	0	0		学年だより	
15	教材費	1 学年校外学習会計	校長	105,800	105,800	0	0		学年だより	
16	教材費	2 学年校外学習会計	校長	167,958	167,958	0	0		学年だより	
17	教材費	3 学年校外学習会計	校長	65,748	59,544	0	0		学年だより	残金 6,204 円のうち 5,880 円の返金、 学年費に 324 円繰 り入れ(計 6,204 円)
18	教材費	4 学年校外学習会計	校長	209,556	205,800	0	0		学年だより	残金は学年費繰 り入れ(計 3,756 円)
19	教材費	なかよし校外学習会 計	校長	24,250	24,090	0	0		学年だより	一人あたり 20 円返 金(計 160 円)
20	教材費	野外活動会計	校長	511,980	511,550	0	0		決算書を保護者 宛に通知	残金 430 円は 5 学 年学年費繰り入れ
21	教材費	修学旅行会計	校長	1,663,200	1,663,106	0	0		決算書を保護者 宛に通知	残金 94 円は 6 学年 学年費に繰り入れ
22	団体費	PTA 会費	PTA 会長	2,238,463	1,219,021	1,019,442	1,019,442	職員分 111,000	PTA 総会で報告	
23	団体費	PTA 振興費	PTA 会長	945,586	774,295	171,291	171,291			
24	団体費	PTA 職員会計	PTA 会長	465,902	453,600	12,302	12,302		PTA 総会で報告	
25	団体費	施設開放会計	PTA 会長	154,165	154,165	0	0	委託料 154,000		
26	団体費	プール開放会計	PTA 会長	329,194	309,733	19,461	19,461	補助 140,000	決算書を保護者 宛に通知	
27	団体費	同窓会費	同窓会会長	29,100	0	397,599	397,599		帳簿確認を受け ている	
28	その他	社会学級会計	校長	51,988	51,988	0	0			
29	その他	(スポーツセンター掛 金) 学校健康センター会 計	校長	783,463	783,463	0	0	給付額 538,313	給付額について は保護者に通知	
30	その他	就学援助費	校長	2,762,027	2,762,027	0	0			
31	その他	県費職員給与	事務職員	17,748,980	17,748,980	0	0			
32	その他	市費職員給与	校長	5,393,951	5,393,951	0	0			

学校名： 仙台市立広瀬小学校

(単位:円)

会計の種類	経理区分 (会計区分)	預金口座 の名義	H20 収入額	H20 支出額	翌年度 への 繰越額	H21.03.31 現在現金預 金の実際残 高	保護者以外からの 収入 (主な内容と金額)	決算の報告方法	備考	
1	学校給食費 (単独調理校)	給食費	校長	56,601,066	56,538,803	62,263	4,466,852	給食援助費 3,035,046 生活保護費学校長 払い分 402,087 教職員分 2,920,057	健康教育課に報 告	3.31 残高と繰越額 の差異 出納閉鎖期間での 支払いが残ってい るため
2	教材費	1 学年費	仙台市立広瀬小 学校	153,870	153,870	0	0		学年末に保護者 に報告	
3	教材費	2 学年費	仙台市立広瀬小 学校	150,408	150,408	0	0		学年末に保護者 に報告	
4	教材費	3 学年費	仙台市立広瀬小 学校	147,420	147,420	0	0		学年末に保護者 に報告	
5	教材費	4 学年費	仙台市立広瀬小 学校	133,950	133,950	0	0		学年末に保護者 に報告	
6	教材費	5 学年費	仙台市立広瀬小 学校	146,864	146,864	0	0		学年末に保護者 に報告	
7	教材費	6 学年費	仙台市立広瀬小 学校	123,715	123,715	0	0		学年末に保護者 に報告	
8	教材費	みんなの勉強室	広瀬小学校 みんなの勉強室	7,700	7,700	0	0		学年末に保護者 に報告	
9	教材費	1年副教材費	仙台市立広瀬小 学校	3,191,550	3,191,550	0	0		学年末に保護者 に報告	
10	教材費	2年副教材費	仙台市立広瀬小 学校	2,338,590	2,338,590	0	0		学年末に保護者 に報告	
11	教材費	3年副教材費	仙台市立広瀬小 学校	2,535,085	2,535,085	0	0		学年末に保護者 に報告	
12	教材費	4年副教材費	仙台市立広瀬小 学校	2,285,260	2,285,260	0	0		学年末に保護者 に報告	
13	教材費	5年副教材費	仙台市立広瀬小 学校	2,617,800	2,617,800	0	0		学年末に保護者 に報告	
14	教材費	6年副教材費	仙台市立広瀬小 学校	2,270,658	2,270,658	0	0		学年末に保護者 に報告	
15	教材費	校外学習(バス 代)	校長	366,245	366,245	0	0		行事終了後保護 者に報告	
16	教材費	野外活動費	校長	1,400,033	1,400,033	0	0		行事終了後保護 者に報告	
17	教材費	修学旅行費	校長	3,636,000	3,636,000	0	0		行事終了後保護 者に報告	366,245 校外学習 バス代に充当
18	教材費	卒業経費	校長	2,842,000	2,842,000	0	0		行事終了後保護 者に報告	
19	団体費	PTA 会費	PTA 会長	4,164,218	3,318,545	845,673	845,673	教職員分 214,250 運営費助成金 (PTA 協議会) 220,000	PTA 総会時に配 布	140,000 円プール 運営管理費へ繰り 入れ
20	団体費	児童会費	広瀬小学校 わかば児童会	187,466	187,466	0	0		学年末に保護者 に報告	
21	団体費	教育振興費	校長	167,836	161,384	6,452	6,452		PTA 総会時に配 布	
22	団体費	プール管理運 営費	PTA 会長	488,500	488,500	0	0	PTA 会計から繰り入 れ 140,000	プール終了後保 護者に報告	
23	団体費	施設開放	施設開放委員長	128,500	128,500	0	0	仙台市から委託料 128,500 円	施設開放委員 会で報告	
24	その他	就学援助費	校長	5,109,615	5,109,615	0	0			
25	その他	県費職員給与	事務長	43,596,456	43,596,456	0	0			
26	その他	市費職員給与	校長	5,831,000	5,831,000	0	0			
27	その他	パート職員給与	校長	28,500	28,500	0	0			
28	その他	スポーツ振興セ ンター	校長	2,246,111	2,246,111	0	0			

学校名： 仙台市立八乙女小学校

(単位:円)

	会計の種類	経理区分 (会計区分)	預金口座 の名義	H20 収入額	H20 支出額	翌年度 への 繰越額	H21.03.31 現 在現金預金の 実際残高	保護者以外からの 収入 (主な内容と金額)	決算の報告方法	備考
1	学校給食費 (センター校)	給食費	学校給食部会	28,510,504	28,510,504	0	10,494	就学援助費 1,189,125 円 教職員分 1,535,400 円	決算報告なし	3.31 残高と繰越額 の差異 出納閉鎖期間で の支払いが残って いるため
2	教材費	1 学年 教材費	校長	1,242,704	1,242,704	0	0		決算書を配布	
3	教材費	2 学年 教材費	校長	756,470	756,470	0	0		決算書を配布	
4	教材費	3 学年 教材費	校長	1,195,450	1,195,450	0	0		決算書を配布	
5	教材費	4 学年 教材費	校長	1,143,070	1,143,070	0	0		決算書を配布	
6	教材費	5 学年 教材費	校長	1,236,660	1,236,660	0	0		決算書を配布	
7	教材費	6 学年 教材費	校長	1,378,660	1,378,660	0	0		決算書を配布	
8	教材費	特別支援学級 教材費	校長	43,835	43,835	0	0		決算書を配布	
9	教材費	1 学年 臨時会 計	校長	172,256	172,256	0	0		決算書を配布	
10	教材費	2 学年 臨時会 計	校長	177,460	177,460	0	0		決算書を配布	
11	教材費	3 学年 臨時会 計	校長	174,944	174,944	0	0		決算書を配布	
12	教材費	4 学年 臨時会 計	校長	450,400	450,400	0	0		決算書を配布	
13	教材費	5 学年 臨時会 計	校長	221,542	221,542	0	0		決算書を配布	
14	教材費	6 学年 臨時会 計	校長	142	142	0	0		決算書を配布	
15	教材費	特別支援学級 臨時会計	校長	18,340	18,340	0	0		決算書を配布	
16	教材費	野外活動会計		531,226	531,226	0	0		決算書を配布	
17	教材費	修学旅行会計	校長	1,574,100	1,574,100	0	0		決算書を配布	
18	教材費	卒業経費会計	校長	1,534,927	1,534,927	0	0		決算書を配布	
19	団体費	PTA 会費	父母教師会会長	3,426,456	2,472,261	954,195	954,195	印刷代 269,660 円 運営費助成金(PTA 協議会) 220,000 円 教職員分 132,000 円	総会時に報告・ 文書を配布	学校の管理は会 費収納代行のみ
20	団体費	施設開放	委員長	98,500	98,500	0	0	仙台市より委託料 98,500 円	決算書を配布	
21	団体費	同窓会費	校長	20,176	0	20,176	366,007		積立のみで決算 報告なし	
22	その他	県費職員給与	資金前途職員	28,070,471	28,070,471	0	0			
23	その他	市費職員給与	校長	980,000	980,000	0	0			
24	その他	パート職員給与	校長	9,000	9,000	0	0			
25	その他	スポーツ振興セ ンター	校長	780,539	780,539	0	0		給付額を保護者 に通知	
26	その他	就学援助費	校長	2,038,621	2,038,621	0	0		給付額を保護者 に通知	

学校名： 仙台市立長町南小学校

(単位:円)

	会計の種類	経理区分 (会計区分)	預金口座 の名義	H20 収入額	H20 支出額	翌年度 への 繰越額	H21.03.31 現在 現金預金の 実際残高	保護者以外 からの収入 (主な内容と 金額)	決算の報告方法	備考
1	学校給食費 (単独調理校)	給食費	校長	31,777,235	31,062,220	715,015	2,852,715	教職員分 1,648,750 給食援助分 1,160,775	決算報告書の提出	3.31 残高と繰越額の差異 出納閉鎖期間での支払い が残っているため
2	教材費	1学年学年費	教頭	112,160	112,160	0	0		報告書の配布	
3	教材費	2学年学年費	教頭	92,847	92,847	0	0		報告書の配布	
4	教材費	3学年学年費	教頭	96,800	96,800	0	0		報告書の配布	
5	教材費	4学年学年費・ 校外学習費	教頭	500,310	500,310	0	0		報告書の配布	
6	教材費	5学年学年費	教頭	98,250	98,250	0	0		報告書の配布	
7	教材費	6学年学年費	教頭	141,040	141,040	0	0		報告書の配布	
8	教材費	1学年教材費	教頭	1,214,465	1,214,465	0	0		報告書の配布	
9	教材費	2学年教材費・ 校外学習費	教頭	812,942	812,942	0	0		報告書の配布	
10	教材費	3学年教材費	教頭	1,021,390	1,021,390	0	0		報告書の配布	
11	教材費	4学年教材費	教頭	1,382,740	1,382,740	0	0		報告書の配布	
12	教材費	5学年教材費・ 校外学習費	教頭	1,206,830	1,206,830	0	0		報告書の配布	
13	教材費	6学年教材費	教頭	1,207,710	1,207,710	0	0		報告書の配布	
14	教材費	修学旅行会計	教頭	2,380,000	0	2,380,000	2,380,000	野外活動費繰 入 610,000	決算書の配布	花山少年自然の家の地震 被害のため、泉岳少年自然 の家で2泊3日から日帰り で実施。その分の残高を、教 材費と修学旅行積み立てに あてた。
15	教材費	野外活動費	教頭	1,005,301	1,005,301	0	0		決算書の配布	
16	教材費	6学年校外学習 費		30,160	30,160	0	0			地下鉄料金のみのため現金 で支払い
17	教材費	特別支援学級 校外学習		33,780	32,590	0	0		報告書の配布	地区の特別支援学級との合 同学習 残金は返金 1,190
18	教材費	特別支援学級 校外学習		8,580	8,580	0	0		報告書の提出 (地区合同)	地区の特別支援学級との合 同学習
19	教材費	修学旅行会計 (6年)	教頭	2,320,716	2,320,716	0	0		報告書の配布	
20	教材費	卒業経費関係	教頭	1,670,400	1,670,400	0	0		決算書の配布	
21	団体費	PTA会費	PTA会長	3,082,667	2,429,782	652,885	652,885	教員会費 136,800 市よりの助成金 115,000	PTA総会時に報 告 (決算書を配布)	
22	団体費	PTA協議会会 費	担当職員	595,013	595,013	0	0			校長に掛金納付済み報告
23	団体費	教育振興費	校長	309,218	270,235	38,983	38,983		PTA総会時に報 告 (決算書を配布)	
24	団体費	夏季休業中 プール運営費	担当職員	327,462	318,281	9,181	9,181	市よりの助成金 140,000	プール管理運営 委員会時に報告	
25	団体費	施設開放	教頭	131,412	131,250	162	162	仙台市から委 託料131,250 円		
26	団体費	同窓会費	校長	23,400	0	23,400	428,434			支出がなかったので、決算 報告はなし。
27	その他	スポーツセン ター掛金	校長	331,200	331,200	0	0			校長に掛金納付済み報告
28	その他	就学援助費	校長	2,004,042	2,004,042	0	0			
29	その他	県費職員給与	資金前途職員	28,466,141	28,466,141	0	0			
30	その他	市費職員給与	校長	4,070,799	4,070,799	0	0			
31	その他	パート職員給与	校長	18,000	18,000	0	0			

学校名： 仙台市立七郷中学校

(単位:円)

会計の種類	経理区分 (会計区分)	預金口座 の名義	H20 収入額	H20 支出額	翌年度 への 繰越額	H21.03.31 現在現金 預金の 実際残高	保護者以外からの 収入 (主な内容と金額)	決算の 報告方法	備考	
1	学校給食費 (センター校)	給食費	校長	20,454,824	20,449,156	5,668	5,668			
2	教材費	1学年費	校長	503,908	502,081	1,827	1,827	学年保護者会 で報告		
3	教材費	2学年費	校長	299,843	277,437	22,406	22,406	学年保護者会 で報告		
4	教材費	3学年費	校長	221,889	221,568	0	0	学年保護者会 で報告		
5	教材費	1学年積立金	校長	4,594,993	0	4,594,993	4,594,993		2年生で実施する野外活動経 費を1年時に積立している	
6	教材費	2学年積立金	校長	10,663,910	3,239,920	7,423,990	7,423,990	学年保護者会 で報告	収入額は19年度と20年度の 合算額である。野外活動費と 修学旅行費を1年2年で積立 している。	
7	教材費	校外活動費	校長	827,440	823,767	0	0	学年保護者会 で報告		
8	教材費	修学旅行費	校長	7,808,939	7,808,826	0	0	学年保護者会 で報告		
9	教材費	卒業諸経費	校長	608,813	608,809	0	0	学年保護者会 で報告		
10	教材費	生徒会費	校長	2,562,034	2,216,933	345,101	345,101	生徒総会で報 告		
11	団体費	PTA会費	教頭	2,440,784	1,906,813	133,971	133,971	市P協より補助金 200,000 職員会費 114,300	PTA総会時 に報告	残金の中から 400,000 円を 基金に積立
12	団体費	PTA基金	校長	400,000	0	400,000	400,000		PTA総会時 に報告	
13	団体費	施設開放	七郷中学校開放 管理運営委員会 (PTA会長)	60,207	60,000	207	207	仙台市から委託料 60,000 円		利息は毎年度繰越
14	団体費	文化体育振興 会費 (市・県)	校長	1,201,607	1,036,128	165,479	165,479		PTA総会時 に報告	文化体育振興会基金(全国・ 東北)へ 250,000 円繰り入れ
15	団体費	文化体育振興 会基金(東北・ 全国)	校長	1,706,947	483,420	1,223,527	1,223,527	文化体育振興会 費より繰入 250,000	PTA総会時 に報告	
16	団体費	同窓会費	校長	1,691,924	88,800	1,603,124	1,603,124		同窓会入会式 時に同窓会役 員に報告	
17	その他	県費職員給与	事務長	15,322,424	15,322,424	0	0			
18	その他	市費職員給与	校長	1,440,000	1,440,000	0	0			
19	その他	就学援助費	校長	4,967,485	4,967,485	0	0			
20	その他	臨時賃金	校長	9,000	9,000	0	0			
21	その他	スポーツ振興セ ンター共済掛 金	校長	183,080	183,080	0	0			
22	その他	スポーツ振興セ ンター給付金	校長	587,991	587,991	0	0			
23	その他	雑会計	校長	82,087	82,087	0	0			20 年度で当該会計を廃止し た。

学校名： 仙台市立向陽台中学校

(単位;円)

会計の種類	経理区分 (会計区分)	預金口座 の名義	H20 収入額	H20 支出額	翌年度 への 繰越額	H21.03.31 現在現金 預金の 実際残高	保護者以外からの 収入 (主な内容と金額)	決算の報告方法	備考
1 学校給食費 (単独調理校)	給食費	校長	20,595,336	20,595,332	4	4	就学援助給食費 1,687,060 教職員等 1,497,672 生活保護分 211,184		七十七銀行, JA 貯金 親口座の利息 4 円(繰 越)含
2 教材費	1学年費	校長	716,487	695,395	21,092	21,092		1学年保護者会時 に報告	
3 教材費	2学年費	校長	596,900	554,170	42,730	42,730		2学年保護者会時 に報告	
4 教材費	3学年費	校長	677,674	677,674	0	0		3学年保護者会時 に報告	
5 教材費	家庭科実習費1年	校長	111,300	111,300	0	0			
6 教材費	家庭科実習費2年	校長	116,500	116,500	0	0			
7 教材費	家庭科実習費3年	校長	52,400	52,400	0	0			
8 教材費	生徒会費	校長	2,728,535	2,605,081	123,454	123,454	P T A 会費より 100,000	生徒会総会時に 報告	派遣基金へ繰入 200,000 円
9 教材費	修学旅行会計		6,848,000	6,809,900	38,100	0		学年保護者会で 報告 決算書配布	修学旅行会費は業者 に直接積立 残金は3学年費へ繰入
10 教材費	派遣基金	校長	200,000	0	392,959	392,959	生徒会費より 200,000		
11 教材費	3学年進路指導費	校長	941,700	941,700	0	0		3学年保護者会時 に報告	
12 団体費	P T A 会費	校長	1,700,719	1,315,748	384,971	1,390,413	仙台市 P T A 協議会よ り 220,000 教職員 81,000	P T A 総会時に報 告	生徒会費へ助成 100,000 円 周年事業準備資金残 高 1,005,442 円含む
13 団体費	後援会費	校長	1,328,086	1,114,065	214,021	214,021	各地区特別会員より	P T A 総会時に報 告	特別会計積立へ 200,000 円
14 団体費	後援会特別会計	P T A 会長	201,327	0	1,047,253	1,047,253	後援会費より 200,000	P T A 総会時に報 告	
15 団体費	施設開放	校長	106,148	96,500	9,648	9,648	仙台市から委託料 6 6,000 円		利息は毎年度繰越
16 団体費	プール開放	校長	288,312	276,000	12,312	12,312	仙台市 P T A 協議会よ り 140,000	P T A 総会時に報 告	
17 団体費	地域ぐるみ育成会	校長	85,861	75,199	10,662	10,662		向陽台中地域ぐる み健全育成会総 会時に報告	
18 団体費	同窓会	校長	130,000	46,540	83,460	555,345		同窓会長に報告	学校の管理は会費収 納代行のみ
19 その他	就学援助費	校長	3,914,057	3,914,057	0	0			
20 その他	県費職員給与	事務長	32,029,192	32,029,192	0	0			
21 その他	市費職員給与	校長	1,188,000	1,188,000	0	0			
22 その他	パート職員給与	校長	4,500	4,500	0	0			
23 その他	スポーツ振興セン ター	校長	781,844	781,844	0	0			

学校名： 仙台市立将監東中学校

(単位:円)

会計の種類	経理区分 (会計区分)	預金口座 の名義	H20 収入額	H20 支出額	翌年度 への 繰越額	H21.03.31 現在 現金預金の 実際残高	保護者以外から の収入 (主な内容と金額)	決算の報告方法	備考	
1	学校給食費 (単独調理校)	学校給食費	校長	16,818,436	16,815,998	2,438	2,438	給食援助費 2,025,812 教職員分 1,472,416	PTA 役員の監査を受けて, PTA 役員会, 健康教育課へ 報告	
2	教材費	1 学年費	校長	112,244	111,623	621	621		学年 PTA 役員に監査を受け, 文書で保護者に報告	
3	教材費	2 学年費	校長	175,973	169,370	6,603	6,603		学年 PTA 役員に監査を受け, 文書で保護者に報告	
4	教材費	3 学年費	校長	152,861	152,861	0	0		学年 PTA 役員に監査を受け, 文書で保護者に報告	
5	教材費	美術教材費	校長	638,200	638,200	0	0		校内で管理職の監査を受け, 特に保護者には報告し ていない	
6	教材費	家庭科教材費	校長	119,239	119,239	0	0		校内で管理職の監査を受け, 特に保護者には報告し ていない	
7	教材費	卒業諸費	校長	2,114,271	2,114,271	0	0		学年 PTA 役員に監査を受け, 文書で保護者に報告	
8	教材費	生徒会費	校長	1,371,666	1,157,021	214,645	214,645		校内で管理職の監査を受け, 生徒総会で報告承認を受ける	
9	教材費	修学旅行会計		4,654,500	4,654,500	0	0		校内で管理職の監査を受け, 保護者には文書で報告	修学旅行会費は業 者に直接積立
10	教材費	生徒手帳代	校長	128,625	128,625	0	0		校内で管理職の監査を受け, 特に保護者には報告し ていない	
11	教材費	生徒手帳写真代	校長	180,600	180,600	0	0		校内で管理職の監査を受け, 特に保護者には報告し ていない	
12	教材費	合唱コンクール バス代	校長	235,200	235,200	0	0		校内で管理職の監査を受け, 特に保護者には報告し ていない	
13	教材費	歩く会バス代	校長	243,000	243,000	0	0		校内で管理職の監査を受け, 特に保護者には報告し ていない	
14	教材費	学校誌代	校長	476,100	476,100	0	0		校内で管理職の監査を受け, 特に保護者には報告し ていない	
15	団体費	PTA 会費	PTA 会長	1,723,704	1,308,513	415,191	415,191	教職員分 69,000 市補助金 200,000	会の監事に監査を受け, 会 の総会で報告承認を受ける	プール開放含む
16	団体費	施設開放	施設開放管理 運営委員長	66,000	66,000	0	0	仙台市から委託 料 66,000 円		
17	団体費	体育文化後援 会費	体育文化後援 会長	1,674,693	677,858	996,835	996,835		会の監事に監査を受け, 会 の総会で報告承認を受ける	
18	団体費	体育文化後援 会費遠征基金	校長	574,226	9,544	564,682	564,682			
19	団体費	同窓会費	校長	321,875	52,773	269,102	269,102			
20	その他	スポーツ振興 センター共済 掛金	校長	132,020	132,020	0	0		校内で管理職の監査を受け, 特に保護者には報告し ていない	
21	その他	就学援助費	校長	4,858,492	4,858,492	0	0			
22	その他	県費職員給与	資金前渡職員	28,259,428	28,259,428	0	0			
23	その他	市費職員給与	校長	6,904,261	6,904,261	0	0			
24	その他	パート職員給与	校長	399,446	399,446	0	0			

学校名： 仙台市立仙台高等学校

(単位:円)

会計の種類	経理区分 (会計区分)	預金 口座 の名義	H20 収入額	H20 支出額	翌年度 への 繰越額	H21.03.31 現在 現金預金の 実際残高	保護者以外からの 収入 (主な内容と金額)	決算の報告方法	備考	
1	教材費	第1学年 学年費会計	校長	16,202,010	15,697,111	504,899	504,899	学年PTA総会時に報告 (決算書を配付)		
2	教材費	第1学年 学年運営費会計	校長	414,700	375,511	39,189	39,189	学年PTA総会時に報告 (決算書を配付)		
3	教材費	第2学年 学年費会計	校長	11,630,455	10,939,445	691,010	691,010	学年PTA総会時に報告 (決算書を配付)	2学年運営費に 繰入れ 278,475	
4	教材費	第2学年 学年運営費会計	校長	737,375	596,908	140,467	140,467	2学年学年費会計よ り繰入金 278,475	学年PTA総会時に報告 (決算書を配付)	
5	教材費	第3学年 学年費会計	校長	10,572,956	10,471,482	101,474	101,474	学年PTA総会時に報告 (決算書を配付)		
6	教材費	第3学年 学年運営費会計	校長	594,902	516,704	78,198	78,198	学年PTA総会時に報告 (決算書を配付)		
7	教材費	第3学年 特別会計	校長	381,861	345,756	36,105	36,105	学年運営費等繰入 金 180,445	学年PTA総会時に報告 (決算書を配付)	
8	教材費	第1学年(63HR) HR旅行積立金会 計	校長	15,463,000	0	15,463,000	15,463,000			
9	教材費	第2学年(62HR) HR旅行積立金会 計	校長	26,545,000	26,545,000	0	0		各保護者へ文書(清算書) を送付	
10	教材費	視聴覚費会計	校長	1,127,125	1,050,945	76,180	76,180		PTA総会時に報告 (決算書を配付)	
11	教材費	図書費会計	校長	1,974,848	1,471,284	503,564	503,564	コピー料 412,248	PTA総会時に報告 (決算書を配付)	
12	教材費	体育費会計	校長	1,472,640	1,244,510	228,130	228,130		PTA総会時に報告 (決算書を配付)	
13	教材費	進路指導費会計	校長	1,455,845	1,270,802	185,043	185,043		PTA総会時に報告 (決算書を配付)	
14	団体費	PTA会計	校長	1,792,377	1,402,865	389,512	389,512	教員分 100,800	PTA総会時に報告 (決算書を配付)	
15	団体費	生徒会会計	校長	9,742,999	7,114,485	2,628,514	2,628,514	仙高祭収入等 291,667	生徒大会時に報告 (決算書を配付)	
16	団体費	教育奨学費会計	校長	10,465,353	8,962,362	1,502,991	1,502,991		PTA総会時に報告 (決算書を配付)	
17	団体費	遠征費会計	校長	16,638,431	4,659,135	11,979,296	11,979,296		PTA総会時に報告 (決算書を配付)	
18	団体費	PTA外部模試等会 計	校長	3,299,071	3,133,663	165,408	165,408		PTA総会時に報告 (決算書を配付)	
19	団体費	部活動後援会会計	校長	5,094,003	2,906,509	2,187,494	2,187,494	同窓生賛助金 800,160 仙高祭バザー収益 等 100,712	役員会時に報告 (決算書を配付)	
20	団体費	(財)仙台高等学校 教育振興会一般会 計	理事長	1,483,901	962,674	521,227	521,227	配当金 440,050 定期預金利息 160,400	理事会・評議員会時に報 告	一般会計
21	団体費	(財)仙台高等学校 教育振興会特別会 計	理事長	2,174,599	2,000,000	174,599	174,599	運用財産積立金(記 念事業助成積立金) より取崩し収入 1,500,000 一般会計繰入金 500,000	理事会・評議員会時に報 告	特別会計
22	団体費	(財)仙台高等学校 教育振興会基本財 産積立金	理事長	0	0	51,100,000	51,100,000		理事会・評議員会時に報 告	
23	団体費	(財)仙台高等学校 教育振興会運用財 産積立金	理事長	57,213	1,500,000	12,767,168	12,767,168	利息 57,213	理事会・評議員会時に報 告	特別会計へ取崩 し 1,500,000
24	課外活動費	部活動費(弓道部)	副顧問	615,863	474,174	141,689	141,689		各保護者あて決算書送付	
25	課外活動費	部活動費(吹奏楽 部)	副顧問	1,558,273	1,458,221	100,052	100,052		保護者説明会時に報告 (決算書を配付)	
26	その他	スポーツ振興セン ター共済掛金	校長	1,684,556	1,684,556	0	0		受給額について保護者へ 通知	
27	その他	職員給与	校長	78,112,729	78,112,729	0	0			
28	その他	高等学校開放講座	校長	95,939	95,000	939	939	運営委託料:95,000 (生涯学習課)	教育長へ文書による報告	

学校名： 仙台市立仙台商業高等学校

(単位:円)

会計の種類	経理区分 (会計区分)	預金 口座 の名義	H20収入額	H20支出額	翌年度 への 繰越額	H21.03.31 現在現金 預金の 実際残高	保護者以外からの収入 (主な内容と金額)	決算の 報告方法	備考	
1	教材費	1学年費	校長	6,028,228	5,486,238	0	0	学年委員会時に報告	残金541,990のうち530,200を生徒に返金し11,790を生徒会会計に繰り入れた。	
2	教材費	2学年費	校長	5,892,140	5,464,785	0	0	学年委員会時に報告	残金427,355のうち408,200を生徒に返金し19,155を生徒会会計(H21)に繰り入れた。	
3	教材費	3学年費 (情報管理科)	会計担当教諭	928,359	698,122	0	0	学年委員会時に報告	残金230,237のうち230,190を生徒に返金し47を生徒会会計(H21)に繰り入れた。	
4	教材費	3学年費 (国際経済科)	会計担当教諭	928,545	620,300	0	0	学年委員会時に報告	残金308,245のうち308,180を生徒に返金し65を生徒会会計(H21)に繰り入れた。	
5	教材費	3学年費 (商業科)	会計担当教諭	4,571,438	3,476,973	0	0	学年委員会時に報告	残金1,094,465のうち1,093,470を生徒に返金し995を生徒会会計(H21)に繰り入れた。	
6	教材費	商業実践積立金	校長	907,292	241,590	665,702	665,702	3学年費より繰入		
7	教材費	保健費	校長	740,572	724,148	16,424	16,424	父母教師会総会時に報告		
8	教材費	理科商品特別運営費	校長	453,017	244,416	208,601	208,601	父母教師会総会時に報告		
9	教材費	図書館・視聴覚費	校長	1,000,036	995,176	4,860	4,860	父母教師会総会時に報告		
10	教材費	校外活動運営費	校長	14,552,090	9,915,055	4,637,035	4,637,035	全国大会補助(県)189,000、後援会からの償還金 1,500,000	父母教師会総会時に報告	
11	教材費	校外活動運営費全国大会調整基金	校長	2,820,000	0	2,820,000	2,820,000		父母教師会総会時に報告	
12	教材費	体育施設維持費	校長	2,392,401	2,009,265	383,136	383,136		父母教師会総会時に報告	
13	教材費	体育施設維持費積立金	校長	1,010,794	0	1,010,794	1,010,794		父母教師会総会時に報告	
14	教材費	修学旅行積立金(関西方面)	校長	12,700,000	10,833,500	0	0	学年委員会時に報告	残金1,866,500は生徒に返金した。	
15	教材費	修学旅行積立金(沖縄方面)	校長	11,200,000	10,079,664	0	0	学年委員会時に報告	残金1,120,336は生徒に返金した。	
16	教材費	卒業積立金	校長	5,458,000	5,027,112	0	0	学年委員会時に報告	残金431,888のうち420,050を生徒に返金し11,838を生徒会に繰り入れた。	
17	団体費	父母教師会	校長	5,955,255	5,675,691	279,564	4,279,564	教職員会費 251,600	父母教師会総会時に報告	3.31残高と繰越額の差異は、仙台女子商業高等学校からの繰入金4,000,000円が年度末にあったため 体育文化活動奨励費への補助500,000
18	団体費	体育文化活動奨励費	校長	5,862,785	5,841,525	21,260	21,260	父母教師会会計から補助金 500,000	父母教師会総会時に報告	校外活動運営費会計への返済1,000,000(全国大会調整基金)
19	団体費	後援会	校長	7,957,073	5,959,653	1,997,420	1,997,420	基金会計積立金から繰入300,000、同窓会からの寄付金 1,700,000	父母教師会総会時に報告	校外活動運営費会計への返済1,500,000
20	団体費	後援会基本会計積立金	校長	306,186	300,000	6,186	6,186		父母教師会総会時に報告	
21	団体費	商業教育振興会	校長	3,753,619	3,166,700	586,919	586,919	賛助会費 1,385,000	父母教師会総会時に報告	
22	団体費	商業教育振興会近代化設備積立金	校長	7,544,604	0	7,544,604	7,544,604		父母教師会総会時に報告	
23	団体費	商業教育振興会仙商紀要発行積立金	校長	486,431	300,000	186,431	186,431		父母教師会総会時に報告	
24	団体費	生徒会	校長	5,483,696	4,934,420	549,276	755,411		生徒総会時に報告	3.31残高と繰越額の差異は 4月支払分があったため
25	団体費	奨学金	校長	276,447	276,000	447	447	社会福祉法人庄慶会奨学金276,000		
26	団体費	同窓会	校長	5,921,755	4,869,907	1,051,848	1,051,848	維持協賛金1,640,820円	同窓会総会時に報告	
27	その他	市民開放講座	校長	190,047	190,000	47	47	教育局生涯学習課委託料190,000		
28	その他	自動販売機	校長	195,249	170,483	24,766	24,766	東北パブシューラ販売機電気料,手数料		
29	その他	職員給与	校長	145,022,367	145,022,367	0	0	仙台市職員給与手当145,022,367		
30	その他	臨時職員賃金	校長	3,365,803	3,365,803	0	0	仙台市臨時職員賃金3,365,803		
31	その他	日本スポーツ振興センター	校長	1,812,331	1,812,331	0	0	日本スポーツ振興センター医療費1,812,331		
32	その他	雑会計	校長	230,870	6,762	224,108	224,108			